

駐車場の概要について

(1) 設置目的

本市の道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため、市が設置する駐車場について必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 名称及び位置

別紙

J R 駅前ビル駐車場ほか 27 施設

(3) 開設日

昭和 45 年 12 月

(4) 施設規模

別紙参照

(5) 施設内容

別紙参照

自動車、自動二輪、原動機付自転車、自転車の駐車場

(6) 開場時間

別紙参照

自動車駐車場は、24 時間営業を基本とし、施設の利用状況等に応じて定めています。

自転車駐車場は、電車の始発、終電の時間に合わせて施設ごとに定めています。

(7) 休館日

なし

(8) 料金制度

利用料金は、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制を採用し、指定管理者の収入として取り扱う。

	No.	駐車場名	開設年月	住所	敷地面積(m ²)		施設の構造	駐車管制システム型式	使用時間	収容台数				
					敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)				自動車	バイク	自転車		
阪急茨木市駅	1	阪急茨木西口駐車場	昭和54年4月	永代町2番19号	1907.55	5411.00	鉄筋コンクリート 3階4層自走式	ゲート式	24時間 午前4時～翌日午前4時	162	-	-		
			平成20年3月	永代町5番街区他	-	-	駅前広場内他(市所有物)	電磁ロック式	24時間	-	-	172		
	2	双葉町駐車場	平成23年1月	双葉町11番街区	5776.91(敷)	-	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	ゲート式	24時間 午前4時～翌日午前4時	25	-	-		
	3	阪急茨木東口駐車場	平成24年11月	双葉町1番14号	6100.00(敷)	-	平置自走式	フラップ式	24時間	21	-	-		
	4	阪急茨木北口駐車場	昭和62年12月	永代町8番32号	1457.88	1457.88	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	ゲート式	24時間 午前4時～翌日午前4時	32	-	390		
5	別院町自転車駐車場	昭和60年4月	別院町7番34号	330.00	2517.00	軽量鉄骨平2階建 軽量鉄骨平屋造	ゲート式	24時間 午前4時～翌日午前4時	-	-	1704			
阪急南茨木駅	6	南茨木駅前(第1)自転車駐車場 南茨木駅前(第2)自転車駐車場 南茨木駅前(第3)自転車駐車場 南茨木駅前(第4)自転車駐車場 南茨木駅前(第5)自転車駐車場	昭和61年4月	東奈良三丁目14番12号他	5駐車場合 計面積	3711.00	軽量鉄骨平屋造	定期発券機	午前4時45分～午前0時45分	-	30	800		
				若草町4番23号他	-			ゲート式	24時間	-	-	1200		
			平成19年10月	天王二丁目1番街区	天王二丁目1番街区	天王二丁目1番街区	天王二丁目1番街区	天王二丁目1番街区	天王二丁目1番街区	ゲート式	午前4時～翌日午前4時	-	30	300
										ゲート式	24時間	-	30	440
										ゲート式	24時間	-	-	210
7	南茨木駅北自転車駐車場	平成20年4月	東奈良三丁目14番22号	1039.71	2046.75	鉄骨造3階建	ゲート式	午前4時～翌日午前4時 24時間	-	49	890			
阪急総持寺駅	8	総持寺自転車駐車場	昭和60年4月	庄二丁目18番14号	1801.59	5766.00	鉄骨造地下1階地上2階	ゲート式	午前4時～翌日午前4時 24時間	-	210	2390		
	9	総持寺駅南駐車場	平成6年12月	中総持寺町3番35号	3711.00	535.10	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	ゲート式	24時間 午前4時～翌日午前4時	40	50	600		
市内	10	中央公園駐車場	平成4年6月	駅前四丁目8番38号	13500.00	9592.00	地下1階鉄筋コン クリート造自走式	ゲート式	午前6時～午後11時	308	-	-		
	11	市役所駐車場	平成21年10月	駅前三丁目8番街区	3,899.86(敷)	-	自走式平置	ゲート式	24時間	102	-	-		
モノレール各駅	12	モノレール彩都西駅自転車 駐車場	平成19年3月	彩都あさぎ一丁目1番1号	850.00	300.00	軽量鉄骨平屋造	ゲート式	午前4時～翌日午前4時 24時間	-	78	310		
	13	モノレール豊川駅自転車 駐車場*1	平成19年3月	豊川四丁目36番街区	116.00	50.00	平屋造(ラック有り) (市所有物)	電磁ロック式	午後5時～翌日午前5時 24時間	-	35	181		
	14	モノレール阪大病院前駅 自転車駐車場	平成19年3月	南春日丘七丁目5番街区	611.12	150.00	軽量鉄骨平屋造	ゲート式	午前5時～翌日午前5時 24時間	-	50	100		
	15	モノレール宇野辺駅前自 転車駐車場	平成3年4月	下穂積一丁目11番4号	290.00	290.00	軽量鉄骨平屋造	ゲート式	午前4時～翌日午前4時 24時間	-	55	669		
	16	モノレール沢良宜駅自転車 駐車場	平成10年12月	高浜町4番9号	1591.25	1591.25	軽量鉄骨平屋造	ゲート式	午前5時～翌日午前5時 24時間	-	105	480		
JR茨木駅周辺	17	西駅前町自転車駐車場	昭和61年4月	西駅前町7番10号	2276.00	1789.00	軽量鉄骨平屋造	定期発券機	午前4時45分～ 午前1時15分	-	580	1300		
	18	松ヶ本町自転車駐車場	平成21年10月	松ヶ本町1番28号	577.79	250.00	軽量鉄骨平屋造 (ラック有)	ゲート式	午前4時～翌日午前4時 24時間	-	-	600		
	19	JR茨木西口駐車場	平成4年12月	西駅前町1番20号	476.00	2000.00	平置自走式 軽量鉄骨造	ゲート式	24時間 午前4時～翌日午前4時	-	293	230		
	20	JR駅前ビル駐車場	昭和45年	西駅前町4番112号	325.37	2352.00	鉄筋コンクリート造 地下2階自走式	ゲート式	午前6時～午後11時	52	-	-		
	21	春日自転車駐車場	平成14年1月	春日一丁目7番7号	1060.00	1270.00	鉄骨造地上2階	ゲート式	午前4時～翌日午前4時 24時間	-	-	920		
	22	JR茨木北駐車場	平成4年4月	春日一丁目4番5号	972.71	573.00	立体自走式 軽量鉄骨造地上1階2層	ゲート式	24時間 午前4時～翌日午前4時	28	-	450		
	23	JR茨木駅東口自転車駐車場	平成9年11月	駅前一丁目2番37号	3000.00	2853.00	鉄筋コンクリート造 地下1階	定期発券機	午前4時45分～ 午前1時15分	-	-	2470		
	24	JR駅前北自転車駐車場*5	平成19年4月	駅前一丁目4番街区	169.84(敷)	-	軽量鉄骨平屋造(ラック有)	無し	24時間	-	-	84		
	25	JR茨木南自転車駐車場	平成18年8月	西中条町2番街区	313.00(敷)	-	軽量鉄骨平屋造	ゲート式	24時間	-	100	-		
	26	JR茨木駅前広場自転車駐車場*1	平成21年10月	西駅前町4番街区	-	-	電磁ロック式(市所有物)	電磁ロック式	24時間	-	16	56		
JR総持寺駅周辺	27	JR総持寺駅南自転車駐車場	平成30年3月	総持寺一丁目2番32号	1600(敷)	-	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	ゲート式	24時間 午前4時～翌日午前4時	-	52	685		
	28	JR総持寺駅北自転車駐車場	平成30年3月	西河原一丁目17番街区	100(敷)	-	平置自走式	電磁ロック式	24時間 午前4時～翌日午前4時	-	-	85		

＜茨木市駐車場＞指定管理者募集要項

1 指定管理者候補者選定の目的

茨木市（以下「市」という。）では、茨木市駐車場（以下「駐車場」という。）について、地方自治法第244条の2第3項に基づき、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、平成18年4月から「指定管理者制度」を導入しています。令和2年3月をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、引き続き、民間事業者が持つノウハウやアイデアなどを活用した質の高い市民サービスを目指し、その効用を最大限に発揮するため、指定管理者候補者を公募し、その選定を行います。

2 施設の概要

(1) 駐車場の施設の概要

名称、所在地、敷地面積及び構造、使用時間、駐車車両の種類及び収容台数等については、【別添資料1】を参照してください。市内28か所の施設を一括して管理運営するものとします。

また、自転車等の整理方法や施設管理方法の変更等の観点から、自転車等の台数はあくまで参考であり、事業計画の基礎的数値として本市が保証するものではありません。

(2) 駐車場の利用状況

【別添資料2】を参照してください。

3 管理運営の基本的な考え方

使用者の利便に供するとともに、自転車等放置禁止区域内において自転車等の放置を防止することにより、街の美観と歩行者の安全を確保し、良好な都市環境を保持することを目的に設置した駐車場を、立地条件や機能を生かし創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高い公共サービスを提供します。指定管理者は、駐車場の管理運営に当たり、次の各項目に留意してください。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立って親切かつ丁寧な接遇等のサービスを提供すること。
- (3) 地域住民や使用者の意見・要望を聴き、反映できるものは管理運営に生かし、サービスの向上を図ること。また、苦情等に対しては、適切に対応すること。
- (4) 地域住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (5) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 茨木市情報公開条例の趣旨に則って、施設の管理に関する情報の公開を行うにあたり、必要な措置を講じること。
- (7) 法令等を遵守し、本市と密接に連携を図りながら放置自転車対策及び駐車場管

理運營業務を行うこと。

- (8) 効果的かつ効率的に管理運營業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (9) 使用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 省資源、省エネルギーに努め、廃棄物の排出を抑制して、環境への負荷の低減に努めること。
- (11) 法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めること。
- (12) 高齢者等就職困難者の雇用に積極的に努めること。
- (13) 駐車場の出入り口周辺や場内における通行の安全を確保すること。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、茨木市駐車場（昭和45年条例第44号。以下「条例」という。）第4条に規定する以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。なお、具体的な業務内容及び履行方法については「茨木市駐車場管理運營業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」によります。

(1) 基本的事項

ア 管理体制

指定管理者は、効果的、効率的な管理運営を実施するため、業務全般を統括する統括管理者を置き、駐車場には現場管理責任者及び現場管理代行者を配置してください。無人又は少人数の駐車場にあっては兼務であっても差支えありません。また、包括的な施設管理責任者及び経営能力を備えた者を配置し、市に届けてください。

イ 従事者人数等

業務内容を確実に遂行し、駐車場の設置目的を効果的に達成できる人員を配置すること。従事者の人数は、提案【別紙様式5-3-2】において、【別添資料3】の配置人数を基本とした上で提出してください。

ウ 備品管理

本市より貸与する備品は、各駐車場にあります。本市が貸与した備品については市に帰属しますので、廃棄する場合は、事前に本市に協議してください。指定管理者が、新たに管理運営上必要となるために購入した備品については、指定管理者に帰属します。

エ 従事者の育成と管理

- ① 従事者に対しては、使用者へのサービスの向上と効率的・効果的な管理運営についての意識を高めるため、研修等で人材育成を行うこと。
 - ② 従事者は、使用者に不快感を与えない制服及び名札を着用すること。
 - ③ 従事者の雇用については、地域の高齢者等の雇用対策を講じること。
- (2) 施設全般の管理運営に関する業務
- ア 施設の経営マネジメント業務
 - イ 施設の総務、経理業務
 - ウ 施設の利用促進業務

- エ 防犯、防災管理
- オ 備品、施設の管理
- カ 事業報告書、事業日誌、月報、各種台帳、帳票類等の作成及び提出
- (3) 駐車場施設の管理運営及び整理に関する業務
 - ア 駐車場の使用許可、不許可及び使用制限（駐車場の休止を含む。）に関する業務
 - イ 駐車場の使用許可の取消し及び使用停止に関する業務
 - ウ 駐車場利用料の収納及び還付に関する業務
 - エ 駐車場利用料の減免に関する業務
 - オ 使用者の誘導、指導、整理、安全確保等に関する業務
 - カ 傷病者等の救護措置、状況報告等に関する業務
 - キ 駐車場管理運営に伴う印刷物その他消耗品の購入及び修繕に関する業務
 - ク 駐車場管理運営に起因する苦情処理及び施設賠償保険等に関する業務
 - ケ 市が指定管理者と協議して、駐車場設置の目的を達成するため必要と認める業務
 - コ 利用状況の集計及び報告業務
 - サ 駐車場及び駐車場周辺の定期巡回業務
 - シ 駐車場内における車両の放置防止啓発、巡回指導及び整理業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
 - ア 保安業務
 - イ 清掃、植栽の維持管理、草引き等
 - ウ 建物、施設の維持管理
 - エ 設備、機械等の保守点検等 業務内容は【別添資料5】を参照
 - オ 消耗品の補充、交換等
- (5) 運営に関すること
 - ア 問合せ・苦情・要望等対応窓口の設置

使用者及び地域住民からの問合せ・苦情・要望などに一元的に対応処理するための窓口を設置し、使用者へ看板等で広報し、対応できる体制を確保することとし、提案【別紙様式5-4-2】を求めます。なお、指定管理者指定後、速やかに、問合せ・苦情・要望等処理に関するマニュアルを策定すること。
 - イ 危機管理及び防犯・防災対策

茨木市が災害に伴う配備体制を敷いた場合、災害対応に係る車両の駐車等の災害活動に協力すること。

自然災害、人為災害、事故など緊急事態・非常事態・不測の事態に備え、また、施設内の防犯・防火対策のために、提案【別紙様式5-3-5】を求めます。

なお、指定管理者指定後、危機管理体制を確立し、消防計画も含めた危機管理マニュアルを策定すること。

危機管理マニュアルには、次の項目を含むこと。

 - ・緊急時における使用者に対する避難誘導及び初期消火、関係機関への通報の

仕方。

- ・ 停電時における施設の復旧を遅滞なく行う方法。
- ・ 災害時と緊急時に備えた危機管理計画など。

5 指定管理者の自主事業

指定管理者は、茨木市駐車場条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ駐車場の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、実施に当たっては、事前に自主事業計画書及び自主事業収支計画書を提出のうえ、市と協議の上承認を得る必要があります。

ただし、清涼飲料水自動販売機の設置については、市が設置する予定ですので本自主事業からは除外とします。

なお、使用者へのサービスの対価を徴収する場合は、市場価格を参考に使用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

6 リスク分担

協定締結にあたり、指定管理者と市のリスク分担は、原則、別添のリスク分担表のとおりとします。

7 指定の期間（予定）

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

8 応募資格

(1) 応募資格

駐車場指定管理者としての管理運営、経営、資産及び人的又は組織的能力について、安全性、安定性及び適格性を持ち、応募日現在において、次のすべての条件を満たすことのできる法人その他団体（以下、「法人等」という。）とします。個人での応募はできないものとします。なお、応募後においても、次のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、失格とすることがあります。

- ① 類似施設の管理運営実績を継続して3年以上有すること。
- ② 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ③ 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。

ア 国税、都道府県税を滞納している法人等

イ 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人等

ウ 旧商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人等

エ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人等

- オ 会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人等
カ 民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人等
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
 - ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
 - ⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
 - ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
 - ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人等でないこと。
 - ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団等の構成員
- (2) 複数の事業者による応募
- 駐車場の管理業務を効率的かつ効果的に行うために必要な場合は、複数の事業者（以下「グループ」という。）が共同して応募することができるものとします。（ただし、上記の応募資格を有さない事業者は、グループの構成団体となれません。）
- この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとします。
- ① グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる事業者を定めることとします。
 - ② 単独で応募した事業者は、グループの構成団体として応募することができません。
 - ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。

9 選定対象外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 本件に関し、同一の法人等が2件以上の応募を行った場合

10 施設利用料の取り扱い

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を導入します。指定管理者は市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う施設や設備の利用料金、実費徴収金や自らが企画、実施する自主事業等の収入を自らの収入として扱うこととなりますので、適切な経理を行ってください。なお、利用料金による見込み額より上回る場合は、その収益の一部を市に納付する「納付金制度」を採用することができるものとする。

11 利用料金

ア 駐車場の利用料金

駐車場は、平成26年度より地方自治法第244条第2第8項の規定に基づく利用料金制を採用しています。指定管理者は、使用者が支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。なお、利用料金を自らの収入と出来ませんが利用料金の回収リスクも指定管理者が負うこととなります。

現在の駐車場利用料金は、【別添資料6】を参照してください。

なお、駐車券、定期駐車券、減免者等駐車場専用カード、駐車回数券等については、指定管理者が発行又は販売してください。【別添資料7】を参照してください。

指定管理者の工夫により、茨木市駐車場条例で規定する額を上限として利用料金の設定額（消費税等は内税）を使用種別（一時使用、定期使用等）に応じて

【別紙様式5-4-3】においてご提案ください。利用料金の設定及び設定変更するには市長の承認を得て指定管理者が定めます。

提案を受けた利用料金を、本市が承認した場合には、令和2年3月31日までに本市が公告を行います。指定管理者においても使用者への周知を図るため、駐車場内に案内看板の設置等の広報活動により、指定管理者自らの負担で周知を徹底していただきます。この場合、指定管理者が設置した案内看板等の施設は指定管理者に帰属しますが、設置にあたっては本市の承認が必要となりますので、設置時期等については、本市と協議してください。また、既設利用料等の案内看板

の料金表示を変更する場合は、本市承認の後、指定管理者の負担において行ってください。

イ 利用料金の減額又は免除

指定管理者は、「茨木市駐車場条例」及び「茨木市駐車場条例施行規則」の規定により利用料金を減額し、又は免除する措置を行いますが、市の補てんはありません。

なお、「減免者等駐車場専用カード」（身体障害者手帳の交付を受けている者等、自動化された駐車場において利用料金が5割減免される一時使用者に発行するカード。）は、指定管理者が発行することとします。以前の発行分は回収し、新指定管理者名のカードを発行してください。

ウ 前納分（前受金）の利用料金の取扱い

利用料金の収納時点と駐車場の使用時点で指定管理者が異なる場合、利用料金を前受けした指定管理者は、使用した時点の指定管理者に、該当する利用料金を引き継がなければならない。但し、次の指定管理者に直接引き継ぐのではなく、市に納付するものとし、次の指定管理者には市から引き継ぎます。

エ 利用料の還付

指定管理者は、「茨木市駐車場条例」及び「茨木市駐車場条例施行規則」の規定により還付しなければなりません。

12 指定管理業務に係る経費

(1) 会計年度

駐車場の管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、年度ごとに指定管理者から提出される年度別事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者との間で協議して決定します。

(3) 敷地等使用料（借地料）

駐車場の使用にあたり有償で借りている敷地等があります。その敷地等使用料については、指定管理者の負担とします。指定管理者は、本市が駐車場の土地所有者と締結している土地賃貸借契約の算定方式に基づく金額を、当該年度の4月末日までに本市に支払うものとし、過去の実績は、【別添資料1】を参照してください。

(4) J R 駅前ビル駐車場及び J R 駅前北自転車駐車場の維持管理費用について

指定管理者は、J R 駅前ビル駐車場については、当該駐車場と一体構造である茨木駅前ビルの維持管理費用（管理費、光熱水費等）を本市及び茨木駅前ビル管理組合と協議し、負担していただきます。【別添資料1】ただし、修繕積立金は、本市より茨木駅前ビル管理組合へ支払います。

また、指定管理者は、J R 駅前北自転車駐車場について、本市及び J R 駅前商店会と協議し、会費の負担をしていただきます。【別添資料1】

(5) 修繕料

1件当たり50万円以下の小規模修繕工事は指定管理者の負担とし、全28駐車場で一会計年度に500万円を超えた場合は、市と指定管理者が協議します。繰越した場合は、余剰金とする。1件当たり50万円を超える大規模修繕工事の費用は、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては市の負担とします。

修繕工事にあたっては、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）を遵守すること。

(6) リース契約物件等の使用及び経費負担

指定管理者は自己の負担により、駐車場駐車管制システム装置等を新設するか、又は、既設のリース契約物件（駐車場駐車管制システム装置等）をリース借主としてリース会社との契約を引継いで使用するかは、応募時に提出する事業計画書【別紙様式5-4-4】の中で提示してください。また、既存機器を引き継いで使用する場合も【別添資料9】に基づき、機器の更新計画を提案してください。機器の更新にあたっては、非接触式ICカード定期券を発券・利用できる仕様を計画・提案してください。新設する場合も同様の仕様を求めます。その際、発行済の定期券は新指定管理者により、新定期券と交換していただきます。

なお、指定管理者の負担による駐車場駐車管制システム装置等を新設する場合は、それにより生じる市の負うリース契約の違約金相当額及び撤去に係る費用を市に支払っていただきます。その際の新旧機器等の入替えの対応、スケジュールについては、別途調整事項とします。

そして、新設・既設に関わらず駐車場駐車管制システム装置等での管理運営については、駐車回数券・プリペイドカード、減免者等駐車場専用カードを募集する駐車場で共通使用できるものとしてください。新設の場合には、発売・発行済の回数券は新指定管理者により、新回数券と交換していただきます。

ただし、既設の駐車場駐車管制システム装置等を継続使用する場合、新指定管理者が販売した駐車回数券・プリペイドカードが、市の公共施設等附帯駐車場で使用された際の相当額は市（担当課）からの請求により新指定管理者が補てんします。

また、市が販売した駐車回数券・プリペイドカードが新指定管理者が管理運営する駐車場で使用された際の相当額は、新指定管理者からの請求により市が補てんします。

現在の指定管理者でリースしている機器は【別添資料9】を参照してください。新たに機器を撤去、設置する場合は、【別添資料9】に沿って、機器の詳細等も含め、応募時に提案していただきます。

なお、新紙幣の対応等で発生する機器の改造対応等に要する費用については指定管理者決定後に別途協議するものとし、提案段階で見込んでいただく必要はありません。

(7) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、当該事業から得られる収入により購うこととします。

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができますが、参加費等の額は市場価格を参考に、使用者にとって大きな負担とならないように配慮してください。自主事業を行う場合の利用料の取扱い及び参加費等の考え方について【別紙様式5-4-5】に記載してください。ただし、実施に当たっては本市と協議の上承認が必要となりますので、内容によっては実施できない場合がありますのでご了承ください。

また、自主事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。応募の際には、自主事業については、「駐車場の管理運営に関する業務の積算内訳」には記入しないように注意してください。

(8) 管理運営経費及び市への納付金について

ア 指定管理者は、利用料金の収入により施設を管理運営していただきます。応募時には、指定管理業務を行うために必要な一切の経費（敷地等使用料を含む。）をあらかじめ見込んだうえで、応募時に提出していただく収支予算書【別紙様式6】の中で、管理運営経費（租税公課経費、市への納付金等を含む。）を提示していただきます。

消費税率については、指定期間中に係る諸経費は、10パーセントの統一税率で試算してください。

なお、消費税率の改定が行われた場合には、市が必要と認めたときに納付金等の増減に係る協議を行う場合があります。

イ 各年度の収支状況に関わらず、指定管理者から本市に基本納付金（年額）を納付していただきます。各年度の基本納付金の額については申請時に提案していただきます。

納付金の金額については、市が設定する最低限度額（5年間の総額、非公表）未満で提案された事業者は失格とします。

なお、提案された納付金額については、指定管理者として指定された後に提案をもとに毎年度協議し年度協定を締結しますので、提案内容がそのまま承認されないことがあります。市への納付は、年度毎に協定書で定める日までに行っていただきます。

ウ 実際の管理運営経費が、市に提示した想定管理運営経費を上回った場合、その差額は指定管理者の負担となり、下回った場合の差額は、指定管理者の収益となります。

エ 指定管理者には、実際の利用料金等の収入が、応募時に提示した想定収入を上回った場合は、利益の配分に関して、市への追加納付の割合を収支予算書【別紙様式6】の中で提示していただきます。また、実際の収入が想定収入を下回った場合は、市は補てんしません。

なお、提案された納付の割合については、指定管理者として指定された後に提案をもとに毎年度協議し年度協定を締結しますので、提案内容がそのまま承認されないことがあります。市への納付は、年度毎に協定書で定める日までに行っていただきます。

オ 施設の新設があった場合、本指定管理運営業務に新たに指定管理業務を追

加する場合があります。指定管理運営施設の追加、廃止、一部廃止又は休止等があった場合は、協定変更することとします。

過年度の納付金

年度	納付金
28年度	331,258千円
29年度	327,005千円
30年度	304,919千円

想定されるその他の支出の主な項目については、下記のとおりです。

職員賃金・通勤手当等人件費、講師謝礼等報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、利用者傷害保険料、備品費、電話料金・インターネット回線使用料、保守警備費等

(9) 指定管理料の清算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として清算による返還を求めません。

また、利用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

(10) 備品等の所有権

市が駐車場に設置する備品等については、市の所有とし、その使用及び保管に十分注意してください。

指定管理者が自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とします。（購入・搬入する場合は事前に市と協議が必要です。）

13 申請の手続き

(1) 募集要項及び申請書類の配布・提出期間

配布期間 令和元年8月1日（木）から8月15日（木）まで

提出期間 令和元年8月22日（木）から9月11日（水）まで
（土日・祝日を除く）

配布・提出時間 午前9時から午後5時まで

配布・提出場所 茨木市建設部建設管理課窓口（募集要項の概要については、市ホームページで公開します。）申請書類の様式については、必要に応じて電子データを提供します。

※なお、郵送での提出の場合は、一般書類、簡易書留、特定記録郵便のいずれかで期限内必着のこと。

(2) 説明会の開催

※応募予定の法人は、必ずご出席ください。

日 時 令和元年8月19日（月）午後2時から

場 所 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所南館 8階
中会議室

内 容 施設見学及び申請及び仕様書についての説明
申込方法 令和元年8月16日までに、「指定管理者候補者公募説明会参加申込書（様式10）」に必要事項を記入のうえ、電子メール又はファクシミリで建設管理課までご連絡ください。参加者数は1団体あたり2名までとします。送信後に、必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。

(3) 質問期間（申請書類の書き方等簡易な質問を除く）

質問期間 令和元年8月19日（月）から令和元年8月23日（金）まで
（土日・祝日除く）

午前9時から午後5時まで

※質問内容は、指定管理業務の内容についてです。

※質問については、応募資格を満たす法人に限り受け付けます。

※電話・来訪などによる口頭での質問は受け付けません。

質問方法 様式9の質問票によるファクシミリ又は電子メールのみとします。
（いずれの方法による場合も送信前に電話にて事前連絡願います。）

提出先 下記「18 問合せ先及び書類の提出先」へ提出してください。

回答方法 質問をとりまとめた後、建設管理課ホームページ内にて8月30日
（金）を目途に公表します。

14 提出書類（正本1部、副本1部、データ一式）

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

① 指定管理者指定申請書（様式1）

② 団体概要書兼類似施設事業実績書（様式2）

③ グループ構成書（様式3）

④ グループ協定書兼委任状（様式4）

※③及び④は、グループ応募の場合のみ提出してください。

⑤ 事業計画書（様式5）

⑥ 収支予算書（様式6）

⑦ 応募資格を満たす旨の誓約書（様式7）

⑧ 定款、規約又はこれらに準ずるもの

⑨ 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）

⑩ 国税・地方税納税証明書（「納税証明書その3の3」など未納額がないことの証明書）

⑪ 市税の納税確認同意書（様式8）

⑫ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、監査報告（申請日直近の過去2期分）など、法人の事業及び経営の状況を明ら

かにするもの。

⑬ 障害者雇用率(障害者雇用状況報告書の写し)

※グループ応募の場合、①はグループとして作成してください。

※グループ応募の場合、②及び⑧～⑬は、構成団体ごとに提出してください。

※申請者の発行済株式の50%超を保有する親会社(株式会社に限る。)がいる場合、⑧ ⑨は親会社の書類についても提出してください。また、⑫は親会社の連結ベースの書類についても提出してください。

※申請者が、他の会社の発行済株式の50%超を保有している親会社(株式会社に限る)である場合、⑫については、申請者単独のものに加えて、子会社等との連結ベースの書類も提出してください。

※提出された書類は理由のいかんを問わず返却いたしません。また、提出後に書類を修正することはできません。(ただし、字句の修正など市が認める軽微なものを除く。)

※各提出書類はA4版を原則とします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

15 選定方法

(1) 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後に応募資格要件について、予め書類審査を行います。書類審査の結果、応募資格がない場合には、指定管理者候補選定委員会には上程いたしません。

(2) 指定管理者候補者選定委員会

指定管理者候補者の選定は、茨木市指定管理者候補者選定委員会(庁内委員及び外部有識者で構成)で選定します。選定は、提出書類及びプレゼンテーションに基づく採点方式とし、各委員の合計点数が最も高い団体を指定管理者候補者として選定します。

(3) プレゼンテーションの実施

選定にあたっては、指定管理者候補者選定委員会(10月下旬開催予定)において、提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの内容、日時、場所等は、資格審査後、別途通知します。なお、応募者が4団体以上となった場合、円滑な審査のため、市で提出書類に基づく事前審査を行い、プレゼンテーションに進める団体を限定する場合があります。

(4) その他

- ① 市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求め、又は応募者に対するヒアリングを実施することがあります。
- ② 総合得点が最上位である場合でも、得点が著しく低い評価項目がある団体は、候補者として選定しない場合があります。
- ③ 各委員による評価の総合計点数が満点の60%に達する団体がない場合は、指定管理者候補者として適格者なしとする場合があります。
- ④ 一部の評価項目については、最低基準を設けており、委員の過半数が「非常

に劣る」と判断した場合は、他項目の点数によらず、失格とします。

16 選定基準及び選定結果の通知

(1) 選定基準

指定管理者候補者は、本市が定める選定基準を基本として、公平かつ適正に審査し、選定します。

選定基準	評価項目	配点	
1. 管理運営の基本方針と意欲 施設の設置目的や市の施策等を十分に理解し、適切な基本方針をもって、施設の効用を最大限発揮する意欲があるか。	【1-1】管理運営の基本方針	4	2
	【1-2】管理運営を行う意欲		2
2. 管理運営を行う能力 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有しているか。	【2-1】経営状況、財務規模	8	6
	【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績		2
3. 施設の管理運営の考え方と方策 個人情報保護や人権尊重の基本的な視点を踏まえつつ、効果的かつ効率的に施設を管理運営できるか。	【3-1】従事者の雇用、労働者福祉の考え方	24	2
	【3-2】人員配置		2
	【3-3】人材育成の考え方		2
	【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理について		10
	【3-5】緊急時対策、安全管理		2
	【3-6】環境への配慮に関する考え方		2
	【3-7】個人情報の保護及び情報公開		2
	【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方		2
4. サービス向上の考え方と方策 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスを提供することで、施設の効用を最大限に発揮することができるか。	【4-1】休日、開業時間	28	2
	【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について		8
	【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策		8
	【4-4】各指定管理事業の具体的な方策		2
	【4-5】自主事業の実施計画		8
5. 収支計画 提案された収支計画は、適切な見積もりにより算出された実現可能性のあるものであり、かつ管理運営コストの縮減を図ることができるものか。	【5-1】指定管理料の見積もり額	36	36
	【5-2】収支計画		-
合計		100	

(2) 選定結果の通知

選定結果の通知は、全ての応募者に文書で通知します。また、市のホームページ等においても、全ての応募団体の名称、総得点、項目別得点及び指定管理者候補者に選定された団体の選定理由等を公表します。選定された団体については、提出された事業計画書等を、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。

17 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定されたものは、議会の議決（令和元年12月予定）を経て、指定管理者として指定します。なお、議決が得られなかった場合において、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

議決を得て、指定管理者として選定された団体には、指定通知書をもってこの旨を通知します。

18 選定スケジュール（予定）

令和元年8月1日	指定管理者候補者募集要項の配布開始
令和元年8月15日	要項配布終了
令和元年8月19日	現地見学会・説明会の実施（午後2時から）
令和元年8月19日	申請書受付開始 質問受付開始 ※募集に関するスケジュール等の簡易な質問については随時受け付けしますが、詳細な質問については質問票にて文書受付し、後日回答します。
令和元年8月23日	質問受付終了
令和元年8月30日	質問回答（市ホームページにて回答掲載）
令和元年9月11日	申請書受付終了
令和元年10～11月	指定管理者候補者選定委員会において審査、選定 応募者へ結果を通知
令和元年12月～	市議会に指定に関する議案上程 可決後、3月までに協定書締結
令和2年2～3月	現指定管理者（新規導入施設については市）との引継ぎ
令和2年4月1日	新指定管理者による管理の開始

19 協定の締結

指定管理者は、次の事項について、市と管理運営協定を締結します。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理運営経費の額及び支払い方法に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- (5) 管理運営業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理運営業務に関し取得した文書の取扱に関する事項

- (7) 駐車場内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) 管理運営に起因する事故等の賠償責任及び求償に関する事項
- (9) 災害時における市への協力義務等に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

20 その他

- (1) 応募に関して支出した費用や提供したノウハウの対価等については、補填その他一切支払い等はいたしません。
- (2) 提出された書類等は、茨木市情報公開条例に規定する公文書に該当し、本市の公文書の公開請求の対象となります。また、提出された指定管理に係る事業計画書を当該条例に基づき公開することがあります。
- (3) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (4) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (5) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (6) 応募者は選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- (7) 指定期間終了もしくは指定取消しにより、次の指定管理者に管理運営業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- (8) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。また、協定の締結までに事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。これらの場合、指定管理者の指定を取り消されたものは、本市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (9) 市又は教育委員会が主催、共催、協賛、後援その他の形態で該当施設を使用する場合は、協力していただきます。
- (10) 茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木市避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営の支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとする。
- (11) 茨木市駐車場の管理運営業務に当たり、指定管理者が法人市民税等の納税義務を負う場合があります。
- (12) 提案された内容については、市と協議のうえ、市の承認を前提として、必ず実施していただきます。
- (13) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとします。
また、駐車場において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ

事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

- (14) 損害賠償等保険への加入について、事業運営に当たっては、使用者等に損害を与えた場合の第三者責任の履行、本業務における事業者への損害賠償責任の履行に備え、使用者への損害保険、施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付、指定管理者を記名被保険者、本市を追加被保険者、使用者等を保険金請求権者とする。）、動産保険等、指定管理者として必要とされる保険へ、指定管理者の費用負担により必ず加入してください。協定締結後、保険証書（写し。）を提出していただきます。
- (15) 本市駐車場の管理運営にかかわる従業員は、使用者に関係従業員と分かるよう、制服及び名札を着用してください。
- (16) 駐車場の管理運営で必要な「定期駐車申込書」、「定期駐車券」、「一時駐車券」等の様式は、市と協議のうえ作成してください。
- (17) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び茨木市個人情報保護条例に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じることとします。業務の一部を委託する場合も同様とします。
また、指定管理者は個人情報の保護に関して、駐車場従事者を研修等に参加させるとともに、必要な研修を実施することとします。
- (18) 地方自治法第24条の2第7項の規定により、指定管理者は、各事業年度終了後、1ヶ月以内に、管理運営時事業の実施状況及び収支状況等を記載した事業報告書を記載した事業報告書を提出することとします。

21 問合せ先及び書類の提出先

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 住 所 | 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 |
| (2) 担当部課名 | 建設部建設管理課（南館4階） |
| (3) 電話番号 | 072-620-1650 |
| (4) F A X | 072-625-3181 |
| (5) メールアドレス | kensetsukanri@city.ibaraki.lg.jp |

<別添資料>

- ・管理施設一覧
- ・茨木市駐車場平面図、見取り図
- ・備品・物品等一覧
- ・業務仕様書
- ・茨木市駐車場条例・同施行規則
- ・施設の管理に関する参考情報
利用状況、収支状況、管理内容、保険内容、契約内容等

別表 リスク分担表

種 類	リ ス ク の 内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
応募費用	指定管理者募集への応募費用に関するもの		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価の変動	物価の変動に伴う経費の増		○
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によるもの	○	
	上記以外のもの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤り、その他事由による経営不振		○
法制度の変更等	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（指定管理業務に影響を及ぼすもの）	○	
	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記及び他の項目に記載されている以外のもの）		○
許認可の遅延	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外のもの）		○
税制度の変更	法人税等指定管理者の利益に関するもの		○
	消費税に関するもの	○	
	上記以外のもの	○	○
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	仕様書、募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
政治、行政的理由による指定管理業務の変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更が生じた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増	○	
指定管理業務の遅延・中断・中止	指定管理者の責めによるもの（指定管理者の破綻含む。）		○
	市の責めによるもの	○	
	上記以外のもの	○	○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理に対する住民及び施設利用者からの反対、苦情、要望への対応		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備・備品等の維持補修	指定管理者の発意により行うもの		○
	市の発意により行うもの	○	
	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	法令改正により必要となった施設等の維持補修（施設利用	○	

	者の生命身体の安全確保を目的として施設等の改修が必要となった場合)		
施設・設備・備品等の 損害	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	○
	天災その他不可抗力によるもの	○	○
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
警備業務、セキュリティ	指定管理者の警備業務の不備による事故、盗難、火災、情報漏洩等による損害に関するもの		○
引継ぎ、撤収コスト	指定管理業務の引継ぎ及び指定管理者の撤収に要するコスト		○

※ その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とする。

※ 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

駐車場別詳細

No.	駐車場名	開設年月	住所	電話番号 (市外局番072)	敷地面積(m ²) 延床面積(m ²)	施設の構造	機器導入日	高紙幣 対応*2	駐車管制シ ステム型式	自動車		バイク		自転車		使用時間	管理棟 設備	収容台数			土地借地料*3 共益費*3	備考
										一時	定期	一時	定期	一時	定期			自動車	バイク	自転車		
阪急茨木市駅	1 阪急茨木西口駐車場*1	昭和54年4月	永代町2番19号	624-5018	1907.55	鉄筋コンクリート 3階4層自走式	平成17年10月1日	○×	ゲート式	○	×	-	-	-	-	24時間	○	162	-	-	-	
		平成20年3月	永代町5番街区他		5411.00		平成18年6月1日	×		-	-	○	-	-	-	午前4時～翌日午前4時		-	900	-		
	2 双葉町駐車場*1	平成23年1月	双葉町11番街区	-	5776.91(敷)	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	平成21年10月1日	×	ゲート式	○	×	-	○	-	-	24時間	×	25	-	-	-	
							平成23年1月1日	×		-	-	○	-	○	-	午前4時～翌日午前4時		-	170	2590		
	3 阪急茨木東口駐車場	平成24年11月	双葉町1番14号	-	6100.00(敷)	平置自走式	平成21年10月1日	×	フラップ式	○	×	-	-	-	-	24時間	×	21	-	-	-	
4 阪急茨木北口駐車場	昭和62年12月	永代町8番32号	624-0407	1457.88 1457.88	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	平成16年8月1日	×	ゲート式	○	×	-	-	-	○	24時間	○	32	-	390	-		
平成18年7月1日	×	-	-	○	-	午前4時～翌日午前4時	-		-													
5 別院町自転車駐車場	昭和60年4月	別院町7番34号	624-5228	330.00 2517.00	軽量鉄骨平2階建 軽量鉄骨平屋造	平成19年8月1日	×	ゲート式	-	-	-	-	-	○	24時間	○	-	-	1704	11,258,887	一部借地	
阪急南茨木駅	6 南茨木駅前(第1)自転車駐車場 南茨木駅前(第2)自転車駐車場 南茨木駅前(第3)自転車駐車場 南茨木駅前(第4)自転車駐車場 南茨木駅前(第5)自転車駐車場	昭和61年4月	東奈良三丁目14番12号他 若草町4番23号他	632-4462 622-5458	5駐車場合計 面積 3711.00 1919.00	軽量鉄骨平屋造	平成18年3月1日	×	定期券券機	-	-	○	×	○	×	午前4時45分～午前0時45分	○	-	30	800	-	
							×	ゲート式	-	-	-	-	×	○	24時間	×	-	-	1200			
							平成19年7月1日	×	ゲート式	-	-	○	×	○	×	午前4時～翌日午前4時	○	-	30	300		
							×	ゲート式	-	-	×	○	×	○	24時間	×	-	30	440			
							平成19年10月1日	×	ゲート式	-	-	-	-	×	○	24時間	×	-	-	210		
7 南茨木駅北自転車駐車場	平成20年4月	東奈良三丁目14番22号	635-0713	1039.71 2046.75	鉄骨造3階建	平成20年4月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	午前4時～翌日午前4時	○	-	49	890	10,484,000	借地(建物を含む)		
阪急総持寺駅	8 総持寺自転車駐車場	昭和60年4月	庄二丁目18番14号	624-5221	1801.59 5766.00	鉄骨造地下1階地上2階	平成18年2月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	午前4時～翌日午前4時	○	-	210	2390	-		
	9 総持寺駅南駐車場	平成6年12月	中総持寺町3番35号	638-6405	3711.00 535.10	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	平成16年8月1日	×	ゲート式	○	○	-	○	-	24時間	○	40	50	600	-		
平成18年7月1日	×	-	-	○	-	○	-	午前4時～翌日午前4時		-	-											
市内	10 中央公園駐車場	平成4年6月	駅前四丁目8番38号	624-3112	13500.00 9592.00	地下1階鉄筋コン クリート自走式	平成17年8月1日	○×	ゲート式	○	○	-	-	-	午前6時～午後11時	○	308	-	-	-		
	11 市役所駐車場	平成21年10月	駅前三丁目8番街区	-	3,899.86(敷)	自走式平置	平成21年10月1日	○	ゲート式	○	×	-	-	-	24時間	×	102	-	-	-		
モノレール各駅	12 モノレール彩都西駅自転車駐車場	平成19年3月	彩都あさぎ一丁目1番1号	643-8798	850.00	軽量鉄骨平屋造	平成19年3月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	午前4時～翌日午前4時	○	-	78	310	-		
					300.00		平成19年3月1日	×		-	-	○	-	○	24時間		-	-				
	13 モノレール豊川駅自転車駐車場*1	平成19年3月	豊川四丁目36番街区	-	116.00	平屋造(ラック有り) (市所有物)	平成19年3月	×	電磁ロック式	-	-	○	-	○	午前5時～翌日午前5時	×	-	35	181	-		
					50.00		平成19年3月	×		-	-	○	-	○	24時間		-	-				
	14 モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	平成19年3月	南春日丘七丁目5番街区	-	611.12 150.00	軽量鉄骨平屋造	平成19年3月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	午前5時～翌日午前5時	×	-	50	100	-		
15 モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	平成3年4月	下穂積一丁目11番4号	621-5594	290.00 290.00	軽量鉄骨平屋造	平成18年8月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	午前4時～翌日午前4時	○	-	55	669	-			
16 モノレール沢良宜駅自転車駐車場	平成10年12月	高浜町4番9号	633-4346	1591.25 1591.25	軽量鉄骨平屋造	平成16年8月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	午前5時～翌日午前5時	○	-	105	480	-			
JR茨木駅周辺	17 西駅前町自転車駐車場	昭和61年4月	西駅前町7番10号	622-5484	2276.00	軽量鉄骨平屋造	平成18年6月1日	×	定期券券機	-	-	○	○	○	午前4時45分～ 午前1時15分	○	-	580	1300	-		
					1789.00		平成18年6月1日	×		-	-	○	○	○	午前4時45分～ 午前1時15分							
	18 松ヶ本町自転車駐車場	平成21年10月	松ヶ本町1番28号	-	577.79	軽量鉄骨平屋造 (ラック有)	平成21年10月1日	×	ゲート式	-	-	-	-	○	午前4時～翌日午前4時	×	-	-	600	-		
					250.00		平成21年10月1日	×		-	-	-	-	○	24時間		-	-				
	19 JR茨木西口駐車場	平成4年12月	西駅前町1番20号	620-8087	476.00	平置自走式 軽量鉄骨造	平成17年7月1日	×	ゲート式	-	-	-	○	-	24時間	○	-	293	230	-		
					2000.00		平成17年7月1日	×		-	-	○	-	○	×		午前4時～翌日午前4時	-	-			
	20 JR駅前ビル駐車場	昭和45年	西駅前町4番112号	622-2180	325.37	鉄筋コンクリート造 地下2階自走式	平成19年6月1日	×	ゲート式	○	○	-	-	-	午前6時～午後11時	○	52	-	-	-	*4	
					2352.00		平成19年6月1日	×		-	-	-	-	-	午前6時～午後11時		-	-	3,291,300	管理組合費		
	21 春日自転車駐車場	平成14年1月	春日一丁目7番7号	620-0400	1060.00	鉄骨造地上2階	平成20年4月1日	×	ゲート式	-	-	-	-	○	午前4時～翌日午前4時	○	-	-	920	-		
					1270.00		平成20年4月1日	×		-	-	-	-	○	24時間		-	-				
	22 JR茨木北駐車場	平成4年4月	春日一丁目4番5号	-	972.71	立体自走式 軽量鉄骨造地上1階2層	平成23年5月1日	×	ゲート式	○	×	-	-	-	24時間	×	28	-	450	-		
					573.00		平成23年5月1日	×		-	-	-	○	-	午前4時～翌日午前4時		-	-				
23 JR茨木駅東口自転車駐車場	平成9年11月	駅前一丁目2番37号	626-0705	3000.00	鉄筋コンクリート造 地下1階	平成17年10月1日	×	定期券券機	-	-	-	-	○	午前4時45分～ 午前1時15分	○	-	-	2470	-			
				2853.00		平成17年10月1日	×		-	-	-	-	○	24時間		-	-					
24 JR駅前北自転車駐車場*5	平成19年4月	駅前一丁目4番街区	-	169.84(敷)	軽量鉄骨平屋造(ラック有)	-	-	無し	-	-	-	-	×	○	×	-	-	84	38,000	商店会会費		
25 JR茨木南自転車駐車場	平成18年8月	西中条町2番街区	-	313.00(敷)	軽量鉄骨平屋造	平成19年6月1日	-	ゲート式	-	-	×	○	-	24時間	×	-	100	-	2,303,993	借地		
26 JR茨木駅前広場自転車駐車場*1	平成21年10月	西駅前町4番街区	-	-	電磁ロック式(市所有物)	平成21年10月1日	×	電磁ロック式	-	-	○	×	○	×	24時間	×	-	16	56	-		
27 JR総持寺駅南自転車駐車場	平成30年3月	総持寺一丁目2番32号	657-8666	1600(敷)	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	平成30年3月	×	ゲート式	-	-	-	○	-	○	24時間	○	-	52	685	-		
						平成30年3月	×		-	-	-	○	-	○	午前4時～翌日午前4時		-	-				
28 JR総持寺駅北自転車駐車場	平成30年3月	西河原一丁目17番街区	-	100(敷)	平置自走式	平成30年3月	×	電磁ロック式	-	-	-	-	○	24時間	×	-	-	85	-			

*1 阪急茨木西口駐車場の電磁ロック式、モノレール豊川駅電の磁ロック式、JR茨木駅前広場の電磁ロック式の機器は、市所有物のため、リース料は発生しません。

*2 高紙幣未対応精算機は、千円札及び500円、100円、50円、10円の各硬貨のみ対応(1円、5円硬貨は未対応)。

高紙幣対応とは、1万円札、5千円札、2千円札が、さらに使えるものを示す。阪急茨木西口駐車場は、事前精算機のみ高紙幣対応、中央公園駐車場の2台の精算機のうち、1台のみ高紙幣対応

*3 「土地借地料」「共益費」は平成30年度の金額です。

*4 場内の天井部分に目的外使用(ケーブル)があります。

*5 JR駅北自転車駐車場には、駐車場駐車管制システム装置の導入はしていません。

駐車場別年間利用台数

駐車場名	区分	平成30年度(台)	平成29年度(台)	
JR駅ビル	自動車	一時	60,005	63,969
		定期1	120	120
JR茨木北	自転車	一時	103,956	112,189
		定期1	163	204
		定期3	545	608
JR茨木西口	自動車	一時	34,147	34,635
		定期1	90,845	107,651
		定期3	29,720	29,427
	原付	一時	180	196
		定期1	364	384
		定期3	14,258	11,472
自二	一時	20	30	
	定期1	80	69	
	定期3	133,679	135,741	
西駅前町	自転車	一時	823	814
		定期1	3,580	3,646
		定期3	23,460	30,555
	原付	一時	725	709
		定期1	1,182	1,192
		定期3	15,723	16,251
自二	一時	20	14	
	定期1	121	111	
	定期3	134,249	125,061	
松ヶ本町	自転車	一時	425	518
		定期1	1,850	1,804
		定期3	147,884	155,152
春日	自転車	一時	683	705
		定期1	2,224	2,286
		定期3	266,589	290,461
JR茨木東口	自転車	一時	1,045	1,043
		定期1	4,479	4,520
		定期3	101	117
JR駅北	自転車	一時	273	288
		定期1	29	59
		定期3	171	184
JR茨木南	原付	一時	74	62
		定期1	115	120
		定期3	39,850	39,200
JR駅広	自転車	一時	4,969	5,306
		定期1	3,226	3,327
		定期3	34,481	35,398
阪急茨木北口	自転車	一時	300	335
		定期1	998	999
		定期3	61,580	63,212
阪急茨木西口	自動車	一時	221,828	232,717
		定期1	42,446	45,400
		定期3	962	1,104
	原付	一時	1,089	1,177
		定期1	14,627	16,128
		定期3	407	429
自二	一時	478	490	
	定期1	178,740	189,193	
	定期3	154,059	149,167	
別院町	自転車	一時	1,124	1,093
		定期1	4,208	4,259
		定期3	61,379	81,791
総持寺	自転車	一時	1,407	1,688
		定期1	2,258	2,722
		定期3	2,936	3,712
	原付	一時	76	101
		定期1	28	48
		定期3	921	1,052
自二	一時	33	33	
	定期1	41	40	
	定期3	33,616	36,812	
総持寺駅南	自転車	一時	757	914
		定期1	1,298	1,312
		定期3	962	998
	原付	一時	52	35
		定期1	29	37
		定期3	220	228
自二	一時	3	19	
	定期1	24	17	
	定期3	29,890	29,989	
中央公園	自動車	一時	374	372
		定期1	157,630	162,210
		定期3	421	420
市役所	自動車	一時	274,974	267,176

駐車場名	区分	平成30年度(台)	平成29年度(台)	
双葉町	自転車	一時	502,534	500,856
		定期1	2,387	2,541
		定期3	8,081	8,036
	原付	一時	37,602	38,216
		定期1	314	346
		定期3	311	322
自二	一時	12,021	11,749	
	定期1	71	88	
	定期3	99	83	
南茨木駅前	自転車	一時	53,272	55,126
		定期1	423,605	389,364
		定期3	3,534	3,537
原付	一時	6,973	7,205	
	定期1	10,438	12,417	
	定期3	61	48	
自二	一時	3,788	3,279	
	定期1	20	12	
	定期3	14	9	
南茨木駅北	自転車	一時	65,984	67,250
		定期1	2,527	2,602
		定期3	2,687	2,600
	原付	一時	5,007	6,520
		定期1	125	99
		定期3	67	85
自二	一時	1,850	1,605	
	定期1	14	15	
	定期3	17	16	
モノレール 沢良宜駅	自転車	一時	19,492	19,736
		定期1	653	643
		定期3	676	584
	原付	一時	943	787
		定期1	29	25
		定期3	39	42
自二	一時	323	330	
	定期1	48	29	
	定期3	58	56	
モノレール 宇野辺駅	自転車	一時	53,876	55,096
		定期1	848	869
		定期3	1,441	1,440
	原付	一時	2,282	2,772
		定期1	77	117
		定期3	66	69
自二	一時	300	421	
	定期1	46	34	
	定期3	22	39	
モノレール 彩都西駅	自転車	一時	21,258	20,026
		定期1	274	224
		定期3	957	861
	原付	一時	2,348	1,908
		定期1	48	80
		定期3	54	79
自二	一時	1,113	994	
	定期1	28	48	
	定期3	47	47	
モノレール 豊川駅	自転車	一時	16,990	17,127
		定期1	164	173
		定期3	412	410
	原付	一時	1,985	1,623
		定期1	66	62
		定期3	38	39
自二	一時	543	633	
	定期1	3	12	
	定期3	7	9	
モノレール 阪大病院前駅	自転車	一時	7,702	6,714
		定期1	51	53
		定期3	184	146
	原付	一時	1,443	1,298
		定期1	27	13
		定期3	11	12
自二	一時	469	279	
	定期1	3	7	
	定期3	12	4	
阪急茨木東口	自動車	一時	65,837	67,883
JR総持寺北	自転車	一時	35,783	1,471
		定期1	44,081	1,722
		定期3	668	60
JR総持寺南	原付	一時	1,052	178
		定期1	4,150	107
		定期3	121	7
	自二	一時	79	17
		定期1	1,270	33
		定期3	56	2
定期3	34	8		

①一時利用台数は、現金支払(無料出庫を含む)又は回数券支払で出庫した合計台数

②JR総持寺北自転車駐車場及びJR総持寺南自転車駐車場は平成30年3月開設
区分について 一時 年間利用台数

定期 1か月定期年間契約者数(自動車定期)
定期1 1か月定期年間契約者数
定期3 3か月定期年間契約者数

駐車場営業時間・有人管理時間

No.	駐車場名	区分	現営業時間	有人管理時間	延べ従業員数	
JR 茨木 駅	1	JR駅前ビル駐車場	自動車	午前6時～午後11時	午前6時～午後11時常駐	4人
	2	春日自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時	午前7時～午後8時を基本とする	3人
	3	JR茨木北駐車場	自動車	午前0時～午後12時	春日自転車駐車場から巡回 (朝・夕合わせて2時間程度を基本とする)	
			自転車	午前4時～翌日午前4時		
	4	JR茨木西口駐車場	自動車	午前0時～午後12時	午前6時～午後8時を基本とする	3人
			自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時		
	5	西駅前町自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時45分～翌日午前1時15分	午前4時45分～午後9時45分を基本とする	17人
	6	松ヶ本町自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時	西駅前町自転車駐車場から巡回(朝・夕合わせて4時間程度を基本とする)	
	7	JR茨木駅東口自転車駐車場	自転車	午前4時45分～翌日午前1時15分	午前4時45分～午後9時45分を基本とする (JR茨木南・JR駅前北自転車駐車場は、この時間内で朝・昼・夜各1回以上の巡回を基本とする) (JR茨木駅前広場自転車駐車場は、この時間内に1～2時間程度に1回の巡回を基本とする)	14人
	8	JR駅前北自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時		
9	JR茨木南自転車駐車場	バイク	午前4時～翌日午前4時			
10	JR茨木駅前広場自転車駐車場	自転車・バイク	午前0時～午後12時			
阪急 茨木 市駅	11	阪急茨木北口駐車場	自動車	午前0時～午後12時	午前7時～午後8時を基本とする	4人
			自転車	午前4時～翌日午前4時		
	12	阪急茨木西口駐車場	自動車	午前0時～午後12時	午前6時～午後9時を基本とする	14人
			バイク	午前4時～翌日午前4時		
	13	別院町自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後9時を基本とする	
			自転車	午前0時～午後12時		
14	阪急茨木東口駐車場	自動車	午前0時～午後12時	2時間程度の巡回を基本とする(阪急茨木西口駐車場から巡回)		
15	双葉町駐車場	自動車	午前0時～午後12時	午前6時～午前11時、午後6時～午後8時を基本とする (阪急茨木西口駐車場から巡回)		
		自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時			
阪急 総持 寺駅	16	総持寺自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後9時を基本とする	4人
	17	総持寺駅南駐車場	自動車	午前0時～午後12時	午前7時～午後8時を基本とする	4人
自転車・バイク			午前4時～翌日午前4時			
JR 総持 寺駅	18	JR総持寺駅南自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後8時を基本とする (JR総持寺駅北自転車駐車場はこの時間内で1～2回程度の巡回を基本とする)	6人
	19	JR総持寺駅北自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時		
市 内	20	中央公園駐車場	自動車	午前6時～午後11時	午前6時～午後11時常駐	6人
	21	茨木市役所駐車場	自動車	午前0時～午後12時	早朝、午前10時～午後12時、午後1時～午後3時を基本とする(中央公園駐車場から巡回)	
阪急 南茨 木駅	22	南茨木駅前(第1)自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時45分～翌日午前0時45分	午前4時45分～午後9時45分を基本とする 第3は午前6時～午後9時を基本とする 第2は第1からの巡回、第4、第5は第3から巡回とし、朝、昼、夕に巡回することを基本とする	21人
		南茨木駅前(第2～第5)自転車駐車場		午前4時～翌日午前4時		
23	南茨木駅北自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前7時～午後9時を基本とする		
モ ノ レ ー ル 各 駅	24	モノレール沢良宜駅自転車駐車場	自転車・バイク	午前5時～翌日午前5時	午前7時～午後8時を基本とする	6人
	25	モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前7時～午後8時を基本とする	
	26	モノレール彩都西駅自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前7時～午後8時を基本とする(常駐) モノレール豊川駅自転車駐車場、モノレール阪大病院前駅自転車駐車場は、この時間内に朝・昼・夕の巡回を基本とする	
	27	モノレール豊川駅自転車駐車場	自転車・バイク	午前5時～翌日午前5時		
	28	モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	自転車・バイク	午前5時～翌日午前5時		

※バイクとは、原動機付自転車(50cc以下)及び自動二輪車(51cc以上)を合わせたものを示す。
 ※巡回には、自転車等の整理業務、精算機からの集金、定期契約外自転車等の排除、場内清掃・整理、その他運営上必要なことを含む。
 ※有人管理時間、延べ従業員数は、参考であり、運営に際してはこの人数を下回らないよう、茨木市に提案していただきます。
 (有人管理時間中は1人以上の従事者いること、1人の勤務時間は、1日4時間以上8時間以内、1週間に1回以上の休日があること。)

駐車場内備品

駐車場名	No.	備品番号	品名	個数
JR茨木東口	1	17193	事務机	23
	2	17195	事務机	
	3	17196	事務机	
	4	17197	事務机	
	5	17200	事務机	
	6	17323	事務椅子	
	7	17324	事務椅子	
	8	17342	茶だんす	
	9	17346	金庫	
	10	17356	保管庫	
	11	17395	シャッターケース	
	12	17396	シャッターケース	
	13	17399	シャッターケース	
	14	17400	更衣ロッカー	
	15	17403	更衣ロッカー	
	16	17404	更衣ロッカー	
	17	17405	更衣ロッカー	
	18	17406	更衣ロッカー	
	19	17407	更衣ロッカー	
	20	17431	更衣ロッカー	
	21	17521	掃除機	
	22	17531	ルームクーラー	
	23	17552	ストーブ	
宇野辺	24	17174	事務机	5
	25	17177	事務机	
	26	17340	整理棚	
	27	17426	更衣ロッカー	
	28	103469	エアコン	
春日	29	113747	エアコン	1
沢良宜	30	17201	事務机	4
	31	17327	事務椅子	
	32	17558	空気清浄機	
	33	105585	エアコン	
総持寺	34	17162	事務机	8
	35	17163	事務机	
	36	17164	事務机	
	37	17414	更衣ロッカー	
	38	17415	更衣ロッカー	
	39	17416	更衣ロッカー	
	40	17417	更衣ロッカー	
	41	17584	物置・倉庫	
総持寺駅南	42	17188	事務机	4
	43	17189	事務机	
	44	17432	更衣ロッカー	
	45	17478	コンプレッサー	
中央公園	46	17180	事務机	6
	47	17238	事務椅子	
	48	17279	事務椅子	
	49	17280	事務椅子	
	50	17281	事務椅子	
	51	17429	更衣ロッカー	

駐車場名	No.	備品番号	品名	個数
西駅前町	52	17165	事務机	10
	53	17166	事務机	
	54	17167	事務机	
	55	17168	事務机	
	56	17344	金庫	
	57	17418	更衣ロッカー	
	58	17419	更衣ロッカー	
	59	17481	コンプレッサー	
	60	110053	エアコン	
	61	113748	エアコン	
	阪急茨木北口	62	17247	
63		17252	事務椅子	
64		17343	金庫	
65		17424	更衣ロッカー	
66		17425	更衣ロッカー	
67		17583	物置・倉庫	
68		113745	エアコン	
69		17160	事務机	13
70	17409	更衣ロッカー		
71	17410	更衣ロッカー		
72	17411	更衣ロッカー		
73	17422	更衣ロッカー		
74	17504	撮影機		
75	17505	撮影機		
76	17506	撮影機		
77	17507	撮影機		
78	17508	撮影機		
79	17509	撮影機		
80	17537	ルームクーラー		
81	111386	エアコン		
別院町	82	17161	事務机	3
	83	17194	事務机	
	84	17412	更衣ロッカー	
南茨木駅北	85	113749	エアコン	1
南茨木駅前	86	17170	事務机	17
	87	17171	事務机	
	88	17172	事務机	
	89	17173	事務机	
	90	17265	事務椅子	
	91	17266	事務椅子	
	92	17339	整理棚	
	93	17345	金庫	
	94	17420	更衣ロッカー	
	95	17421	更衣ロッカー	
	96	17476	コンプレッサー	
	97	17477	コンプレッサー	
	98	17555	空気清浄機	
	99	17556	空気清浄機	
	100	17581	物置・倉庫	
	101	102522	ルームクーラー	
	102	110054	エアコン	

平成30年度 指定管理者が行う駐車場施設の設備、機械等の保守点検等業務

駐車場名	設備・機械等保守点検等	法定	備考
全施設共通	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検業務	○	
	公共施設点検マニュアルに基づく点検業務	※1	本市が策定する公共施設点検マニュアルに基づき、指定管理者が実施すること
阪急茨木西口駐車場	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		サイロック172台、料金精算機2台
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具、自動火災報知設備、粉末消火設備、防火排煙設備、誘導灯及び誘導標識
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
阪急茨木北口駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
南茨木駅前(第3)自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
南茨木駅北自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
総持寺自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具、自動火災報知設備、泡消火設備、屋内消火栓設備、誘導灯及び誘導標識
総持寺駅南駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具
中央公園駐車場	清掃管理業務委託		
	空調機器等保守点検業務委託		空冷ポンプ3台、送風機26台、ティルトファン11台、エアフィルター63枚、自動制御機器1式
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具、自動火災報知設備、泡消火設備、屋内消火栓設備、非常放送設備、非常コンセント設備、防火排煙設備、自家発電設備、誘導灯及び誘導標識
	受水槽清掃及び保守点検業務委託	○	2基、9.4立米
高圧受電設備の保安管理業務委託及び常時監視業務委託	○		
モノレール彩都西駅自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
モノレール豊川駅自転車駐車場	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		サイロック85台、ハイロック31台料金精算機2台、料金精算機1台HUB1台、更新機1台
モノレール宇野辺駅自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		
モノレール沢良宜駅自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
西駅前町自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
JR茨木西口駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
JR駅前ビル駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	電気設備運転保守業務委託		
春日自転車駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
JR茨木北駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		

JR茨木駅東口自転車駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	高圧受電設備の保安管理業務委託及び常時監視業務委託	○	
JR茨木駅前広場自転車駐車場	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		自転車56台、原動機付自転車12台、自動二輪車4台
JR総持寺駅北自転車駐車場	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		サイロック85台、料金精算機2台

※1 法令等による定めはありませんが、公共施設等マネジメント方針に基づき、点検業務の実施は必須とします。特殊な資格等は不要です。

自転車駐車場料金表

駐車場名	区分	一時利用料金	一般定期金額		学生定期金額							
			1か月定期	3か月定期	1か月定期	3か月定期						
			南茨木駅前(第1)	一時専用	1日1回 100円	1,500円	4,000円	1,200円	3,500円			
南茨木駅前(第3)												
JR茨木西口												
JR総持寺駅北												
阪急茨木北口												
別院町	一時定期	1日1回 100円	1,500円	4,000円	1,200円	3,500円						
双葉町												
南茨木駅北(1・2階部分)												
総持寺												
総持寺駅南												
モノレール彩都西駅												
モノレール豊川駅												
モノレール宇野辺駅前												
西駅前町												
松ヶ本町												
JR茨木北												
JR茨木駅東口												
JR総持寺駅南												
南茨木駅前(第2)							定期専用	/	/	/	/	/
南茨木駅前(第4)												
南茨木駅前(第5)												
春日	一時定期	1日1回 70円	1,100円	3,000円	900円	2,500円						
モノレール阪大病院前駅												
モノレール沢良宜駅												
南茨木駅前北(3階部分)	定期専用	/	/	/	/	/						
JR駅前北												
阪急茨木西口	一時専用	※1	/	/	/	/						
JR茨木駅前広場												

※1 最初の3日以内 4時間ごとに100円(最初の1時間は無料)、3日を超えると2,000円

※2 最初の3日以内 4時間ごとに200円(最初の1時間は無料)、3日を超えると4,000円

※3 最初の3日以内 4時間ごとに250円(最初の1時間は無料)、3日を超えると5,000円

※4 24時間最大料金1,200円 2日目以降は繰返し

*「障害者手帳」「療育手帳」等所持者は、利用料金を5割減免しています。

原付・自動二輪車駐車場料金表

駐車場名	区分	原動機付自転車(50cc以下)			自動二輪車(51cc以上)		
		一時	1か月定期	3か月定期	一時	1か月定期	3か月定期
		南茨木駅前(第3)	一時定期	1日1回 200円	3,000円	8,000円	1日1回 250円
阪急茨木西口							
双葉町							
南茨木駅前(第1)							
南茨木駅北							
総持寺							
総持寺駅南							
モノレール彩都西駅							
モノレール豊川駅							
モノレール阪大病院前駅							
モノレール宇野辺駅前							
モノレール沢良宜駅							
西駅前町							
JR茨木西口							
JR総持寺駅南							
JR茨木南	定期専用	/	/	/	/	/	/
南茨木駅前(第4)							
JR駅前広場	一時専用	※2	/	/	※3	/	/

自動車駐車場料金表

駐車場名	区分	一時※4		定期 (1カ月)
		8:00~20:00	20:00~翌8:00	
双葉町	一時専用	20分毎に100円		/
阪急茨木東口				
阪急茨木西口				
阪急茨木北口				
市役所				
JR茨木西口				
JR茨木北	一時定期	30分毎に100円		60分毎に100円
中央公園		30分毎に100円		60分毎に100円
JR駅前ビル		30分毎に100円		60分毎に100円
総持寺駅南		30分毎に100円		60分毎に100円

平成30年度駐車場管制システム消耗品等年間契約単価表

品名	発注単位数	単位	単価(税込)	平成29年度実績	平成30年度実績
磁気式一時駐車券(自動車・自転車用)※1	16箱以上	箱	10,584	624 箱	640 箱
磁気式一時駐車券(自動車・自転車用)※1	12箱以下	箱	12,204	0 箱	8 箱
磁気式一時駐車券(市役所・中央公園用)※1	16箱以上	箱	13,338	128 箱	128 箱
自転車定期JISカード(100枚単位)	500枚以下	枚	324	4,000 枚	4,700 枚
自転車定期JISカード(100枚単位)	600~900枚	枚	270	0 枚	0 枚
自転車定期JISカード(100枚単位)	1,000枚以上	枚	243	1,000 枚	0 枚
磁気式定期駐車券ICカード	100枚	枚	972	1,000 枚	500 枚
自転車駐車場用車両貼付シール※2	10巻	巻	15,660	90 巻	170 巻
日計・売上記録用ロール紙(TF用10巻入)	1本	本	1,620	0 本	0 本
日計・売上記録用ロール紙(NT用)	1本	本	2,160	46 本	46 本
領収書印字用ロール紙(TF用10巻入)	1本	本	2,484	0 本	0 本
領収書用インクリボン	1本	本	2,484	0 本	0 本
発行機印字用インクリボン	1本	本	2,484	0 本	0 本
定期発売機領収書用紙(10巻入)	1本	本	3,240	0 本	0 本
定期発売機ジャーナル紙(10巻入)	1本	本	3,240	0 本	0 本
回収機印字用インクリボン	1本	本	2,484	270 本	320 本
駐車場共通100円回数券	14,000枚	枚	8.64	28,000 枚	28,000 枚
駐車場共通3000円回数券	100枚	枚	156.6	14,000 枚	18,000 枚
自動車駐車場専用定期カード	1枚	枚	432	0 枚	0 枚
駐車場共通減免者専用カード	500枚	枚	216	0 枚	1,000 枚

※1磁気式一時駐車券 1箱3500枚入

※2自転車駐車場用車両貼付シール 1箱580枚入

駐車場別売上一覧表

駐車場名	区分	平成30年度	平成29年度
JR駅ビル	自動車	16,823,840	17,842,220
JR茨木西口	自転車	8,042,020	9,139,270
	原付	8,953,964	8,873,973
	自二	3,565,083	2,933,353
	計	20,561,067	20,946,596
JR茨木北	自転車	10,883,584	11,533,302
	自動車	10,807,680	10,712,810
	計	21,691,264	22,246,112
西駅前町	自転車	24,771,447	24,871,715
	原付	15,541,599	16,460,935
	自二	4,234,240	4,283,749
	計	44,547,286	45,616,399
松ヶ本町	自転車	18,917,576	18,183,773
春日	自転車	13,600,809	14,259,751
JR茨木駅東口	自転車	45,731,312	48,168,880
JR駅前北	自転車	904,150	942,701
JR茨木南	原付	1,482,668	1,650,331
	自二	1,576,669	1,497,338
	計	3,059,337	3,147,669
JR駅前広場	自転車	6,323,540	6,364,900
	原付	1,195,600	1,291,100
	自二	740,460	775,150
	計	8,259,600	8,431,150
阪急茨木北口	自転車	7,178,895	7,415,545
	自動車	14,112,830	14,702,260
	計	21,291,725	22,117,805
阪急茨木西口	自転車	14,698,500	15,561,600
	原付	19,482,459	21,005,870
	自二	9,985,271	10,657,958
	自動車	50,288,290	52,083,180
計	94,454,520	99,308,608	
別院町	自転車	28,532,824	28,554,228
阪急茨木東口	自動車	17,699,050	17,981,050
総持寺	自転車	16,119,298	20,639,975
	原付	1,028,720	1,344,617
	自二	780,072	822,693
	計	17,928,090	22,807,285
総持寺駅南	自転車	9,172,371	9,813,379
	原付	578,934	597,531
	自二	301,853	327,007
	自動車	10,195,400	9,418,250
	計	20,248,558	20,156,167

駐車場名	区分	平成30年度	平成29年度
中央公園	自動車	45,622,200	47,916,870
市役所	自動車	22,830,980	22,245,860
双葉町	自転車	76,385,414	76,848,589
	原付	11,274,438	11,386,049
	自二	4,298,289	4,173,833
	自動車	16,708,540	17,076,150
計	108,666,681	109,484,621	
南茨木駅前 (第1～第5の合計額)	自転車	68,739,827	69,409,396
	原付	2,789,751	3,236,500
	自二	1,009,062	805,997
	計	72,538,640	73,451,893
南茨木駅北	自転車	18,734,842	18,749,615
	原付	1,937,443	2,205,551
	自二	552,915	607,925
	計	21,225,200	21,563,091
モノレール沢良宜駅	自転車	4,132,919	3,876,391
	原付	596,896	568,264
	自二	834,997	815,884
	計	5,564,812	5,260,539
モノレール宇野辺駅	自転車	12,162,365	12,311,969
	原付	1,188,912	1,497,199
	自二	522,793	679,908
	計	13,874,070	14,489,076
モノレール彩都西駅	自転車	5,850,964	5,452,053
	原付	1,150,934	1,196,200
	自二	899,201	841,215
	計	7,901,099	7,489,468
モノレール豊川駅	自転車	3,840,911	3,855,862
	原付	934,467	861,801
	自二	239,916	342,416
	計	5,015,294	5,060,079
モノレール阪大病院前駅	自転車	1,201,170	977,127
	原付	448,566	403,533
	自二	240,417	159,622
	計	1,890,153	1,540,282
JR総持寺南	自転車	9,242,767	172,650
	原付	1,837,534	23,800
	自二	891,420	7,580
計	11,971,721	204,030	
JR総持寺北	自転車	3,790,580	151,640
合 計		715,142,438	719,567,843

① 駐車場売上は、駐車場使用料、回数券販売、定期販売の現金売上の合計です。回数券等の使用額は含みません。

② JR総持寺駅南自転車駐車場及びJR総持寺駅北自転車駐車場は平成30年3月開設

駐車場別光水熱費等

		平成30年度				
		電気		水道	電話	計
駐車場名		使用料	料金	料金	料金	料金
1	JR駅ビル	102,395	3,165,183		37,886	3,203,069
2	JR茨木西口	48,323	1,346,013	14,519	26,622	1,387,154
3	JR茨木北	21,050	723,614	12,960	26,202	762,776
4	西駅前町	31,281	805,858	28,136	49,601	883,595
5	松ヶ本町	16,679	456,841	17,496		474,337
6	春日	43,413	1,100,537	38,970	26,418	1,165,925
7	JR茨木駅東口	106,192	1,990,406	87,364	130,624	2,208,394
8	JR駅前北	1,362	31,642	9,720		41,362
9	JR茨木南	4,812	118,839			118,839
10	JR駅前広場	891	21,554			21,554
11	阪急茨木北口	15,832	402,670	21,661	37,170	461,501
12	阪急茨木西口	52,725	1,344,427	29,785	150,235	1,524,447
13	別院町	43,833	1,147,504	26,661	24,212	1,198,377
14	阪急茨木東口	3,849	133,575			133,575
15	総持寺	52,875	1,659,092	23,851	27,128	1,710,071
16	総持寺駅南	18,654	509,137	23,751	62,083	594,971
17	中央公園	358,922	6,894,697	137,094	48,218	7,080,009
18	市役所	10,704	155,730			155,730
19	双葉町	28,861	747,458			747,458
20	南茨木駅前	56,332	1,415,112	36,250	112,650	1,564,012
21	南茨木駅北	23,095	592,953	11,607	24,758	629,318
22	モノレール沢良宜駅	17,107	572,746	31,695	31,840	636,281
23	モノレール宇野辺駅	12,019	321,954	18,581	26,610	367,145
24	モノレール彩都西駅	11,278	283,792	18,084	60,002	361,878
25	モノレール豊川駅	9,511	299,309		51,927	351,236
26	モノレール阪大病院前駅	6,162	157,261			157,261
27	JR総持寺南	7,421	258,866	21,196	54,652	334,714
		1,105,578	26,656,770	609,381	1,008,838	28,274,989

		平成29年度				
		電気		水道	電話	計
駐車場名		使用料	料金	料金	料金	料金
		102,672	3,177,419		37,654	3,215,073
		47,408	1,298,512	14,281	29,397	1,342,190
		19,117	652,441	12,909	26,208	691,558
		28,538	709,209	25,452	49,588	784,249
		15,624	417,621	17,921		435,542
		40,278	984,074	41,591	26,438	1,052,103
		109,355	2,075,825	70,451	122,062	2,268,338
		1,362	31,520	6,480		38,000
		4,577	110,622			110,622
		997	24,348			24,348
		15,784	381,246	22,699	47,870	451,815
		48,655	1,196,229	29,424	163,411	1,389,064
		40,982	1,022,507	25,234	24,278	1,072,019
		3,715	157,117			157,117
		47,521	1,481,119	24,730	24,629	1,530,478
		16,445	433,858	23,417	59,055	516,330
		358,083	6,681,612	168,781	46,787	6,897,180
		11,615	194,965			194,965
		36,684	916,159			916,159
		53,937	1,337,576	35,492	131,837	1,504,905
		22,424	563,491	11,488	24,591	599,570
		21,529	691,355	29,066	36,050	756,471
		10,896	283,029	18,526	25,758	327,313
		10,014	247,110	17,818	56,632	321,560
		9,593	293,943		51,946	345,889
		5,783	143,357			143,357
		1,083,588	25,506,264	595,760	984,191	27,086,215

※JR総持寺南自転車駐車場は、平成30年3月開設のため平成29年度の料金は計上していません。

駐車場リース機器詳細

(単位 台 又は 式)

No.	駐車場名	精算機	発券機	カー ゲート	バー キャッ チャー	プロテク ター	駐輪 ゲート	カード リー ダー	定期発 券機	定期管 理シス テム	歩行者 専用開 閉扉	駐車券 回収機	満空表 示装置	テント	赤外線 感知器	開放式車 両専用 ゲート	ゲート 制御装 置	定期発券機 プロテクター	満空灯	フラップ 板	割引ラ イター	出庫警 報灯	車両検 知シス テム等	カメラシ ステム
1	JR駅前ビル駐車場	1	1	2		1													1			3	1	1
2	阪急茨木西口駐車場(自動車)	2	1	2		1																	1	1
	阪急茨木西口駐車場(バイク)	1	1				1	2	1	1	1	1	1			1	1							1
3	総持寺自転車駐車場	1	1				1	2	1	1		1	1				1							1
4	別院町自転車駐車場(定期)						1	2	1	1	1					1	1	1						1
	別院町自転車駐車場(一時)	1	1				2				1	1	1			1	1							1
5	西駅前町自転車駐車場								2	2									2					
6	南茨木駅前(第1)自転車駐車場									1														
	南茨木駅前(第2)自転車駐車場						2	4	1		2					1		1						1
	南茨木駅前(第3)自転車駐車場	1	2				2				2	2	2				1							1
	南茨木駅前(第4)自転車駐車場						2	4	1	1	2								1					1
	南茨木駅前(第5)自転車駐車場						1	2			1				1									1
7	阪急茨木北口駐車場(自動車)	1	1	2		1													2		21			1
	阪急茨木北口駐車場(自転車)	1	1				1	2	1	1	1	1	1				1	1						1
8	モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	1	1				2	4	1	1	2	2	1	3			1	1						1
	モノレール宇野辺駅前自転車駐車場(駅広)																							
9	阪急茨木東口駐車場	2				1													2					1
10	中央公園駐車場	2	4	4	2	2																		1
11	JR茨木北駐車場(自動車)	1	1	2		1																		1
	JR茨木北駐車場(自転車)	1	1				2	2	1	1	1	1	1	2			1							1
12	JR茨木西口駐車場	1	2				2	2				2	1	1			1							1
13	JR茨木南自転車駐車場						1	2			1			1										1
14	総持寺駅南駐車場(自動車)	1	1	2	2	1																	1	1
	総持寺駅南駐車場(自転車)	1	1				1	2	1	1	1	1	1	1			1	1						1
15	JR茨木駅東口自転車駐車場								1	1								1						
16	モノレール沢良宜駅自転車駐車場	1	1				1	2	1	1	3	1				1								1
17	春日自転車駐車場	1	1				2	4	1	1		1	1			1	1	1						1
18	モノレール彩都西駅自転車駐車場	1	1				1	2	1	1	3	1	1	1			1	1						1
19	モノレール豊川駅自転車駐車場																							
20	モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	1	1				1	2	1		3								1					1
21	JR駅前北自転車駐車場																							1
22	南茨木駅北自転車駐車場	2	2				2	4	1	1	2	2	1				1	1						1
23	市役所駐車場	1	1	2		1													4		8	1	1	1
24	松ヶ本町自転車駐車場	1	1				2	3	1	1	1	1	1	1			1	1						1
25	JR茨木駅前広場自転車駐車場																							
26	双葉町駐車場(自動車)	1	1	2		1													1			1	1	1
	双葉町駐車場(自転車)	2	2				5	5	1	1	2	2	2	2		2	1	1						1
27	JR総持寺南自転車駐車場	1	1				3	3	1	1		2	1			1	1							1
28	JR総持寺北自転車駐車場																							
計		31	32	18	4	10	38	55	20	19	30	21	17	17	0	9	16	15	10	21	8	5	8	32

※各駐車場共通リース機器・遠隔画像監視装置及びシステム警備装置

長期契約終了後の再契約単価				初期契約金額	再リース開始年月	再契約の場合		率
						月額(参照)	年額(税込)	
JR茨木北	駐車場・自転車	一時	新駐車場システム	920,000	平成29年5月～	510,000	6,426,000	55.43%
松ヶ本町	自転車駐車場	定期/一時	駐輪ゲートシステム	789,000	平成27年10月～	350,000	4,410,000	44.36%
茨木市役所	駐車場	一時	新駐車場システム	416,000	平成27年10月～	350,000	4,410,000	84.13%
双葉町(移設)	駐車場	一時	新駐車場システム	236,000	平成27年10月～	40,000	504,000	16.95%
双葉町(新設)	自転車駐車場	定期/一時	新駐輪ゲートシステム	900,000	平成29年1月～	650,000	8,190,000	72.22%
双葉町(計)				1,136,000		690,000	8,694,000	60.74%
阪急茨木東口(移設)	駐車場	一時	フラップ式システム	112,000	平成27年10月～	30,000	378,000	26.79%
阪急茨木東口(新設)	駐車場	一時	フラップ式システム	237,000	平成30年11月～	237,000	2,986,200	100.00%
阪急茨木東口(計)				349,000		267,000		76.50%

平成26年度 駐車場駐車管制システム装置借上料

駐車場名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計	税込
JR茨木北	駐車場	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	11,040,000	11,592,000
阪急茨木北口	駐車場	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	2,640,000	2,772,000
	自転車駐車場	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	3,780,000	3,969,000
総持寺駅南	駐車場	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	2,520,000	2,646,000
	自転車駐車場	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	3,780,000	3,969,000
モノレール沢良宜駅	自転車駐車場	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	3,540,000	3,717,000
阪急茨木西口	駐車場	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	5,160,000	5,418,000
阪急茨木西口	バイク駐車場	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	3,360,000	3,528,000
阪急西口・別院町	定期券券機	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	1,680,000	1,764,000
中央公園	駐車場	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	6,360,000	6,678,000
JR茨木西口	駐車場	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	4,920,000	5,166,000
総持寺	自転車駐車場	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	3,840,000	4,032,000
JR茨木駅東口	定期券券機	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	1,140,000	1,197,000
南茨木駅前 第1・第2	自転車駐車場	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3,600,000	3,780,000
モノレール宇野辺駅前	自転車駐車場	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	420,000	5,040,000	5,292,000
西駅前町	定期券券機	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	1,680,000	1,764,000
モノレール彩都西駅	自転車駐車場	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	315,000	3,780,000	3,969,000
モノレール阪大病院駅前	自転車駐車場	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	2,940,000	3,087,000
JR駅前ビル	駐車場	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	3,840,000	4,032,000
JR茨木南	自転車駐車場	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	3,720,000	3,906,000
南茨木駅前 第3・第4	自転車駐車場	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	7,320,000	7,686,000
南茨木駅前 第5	自転車駐車場	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	2,160,000	2,268,000
別院町	自転車駐車場	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	7,800,000	8,190,000
南茨木駅北	自転車駐車場	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	4,560,000	4,788,000
春日	自転車駐車場	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	4,560,000	4,788,000
茨木市役所	駐車場	416,000	416,000	416,000	416,000	416,000	416,000	416,000	416,000	416,000	416,000	416,000	416,000	4,992,000	5,241,600
松ヶ本町	自転車駐車場	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	9,468,000	9,941,400
双葉町	駐車場	236,000	236,000	236,000	236,000	236,000	236,000	236,000	236,000	236,000	236,000	236,000	236,000	2,832,000	2,973,600
双葉町(福井市民②継続)	自転車駐車場	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	10,800,000	11,340,000
阪急茨木東口(ハートフル移設分)	駐車場	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	1,344,000	1,411,200
阪急茨木東口(新設分)	駐車場	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	2,844,000	2,986,200
計		11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	11,420,000	137,040,000	143,892,000

長期契約機器の違約金

	駐車場名	区分	契約単価	契約期間	残月数	違約金(税別)	違約金(税込)
1	松ヶ本町	自転車	549,000	2009年 10月 ~ 2015年 9月	18	9,882,000	10,376,100
2	市役所	自動車	260,000	2009年 10月 ~ 2015年 9月	18	4,680,000	4,914,000
3	双葉町	自動車(継続)	132,000	2009年 10月 ~ 2015年 9月	18	2,376,000	2,494,800
4	双葉町	自転車	670,000	2011年 1月 ~ 2016年 12月	33	22,110,000	23,215,500
5	JR茨木北	自動車・自転車	675,000	2011年 5月 ~ 2017年 4月	37	24,975,000	26,223,750
6	阪急茨木東口	自動車(継続)	112,000	2012年 11月 ~ 2015年 9月	18	2,016,000	2,116,800
7	阪急茨木東口	自動車(新規)	102,000	2012年 11月 ~ 2018年 10月	55	5,610,000	5,890,500
						71,649,000	75,231,450

※ 2014年3月末の時点で解約して場合の金額を提示します。(解約時点で金額は変更になります。)

※ 違約金は、機器の残リース料のみ発生します。コールセンター、警備、メンテナンスでの違約金は発生しません。

※ 解約日 2ヶ月前までにご連絡が必要になります。

※ 解約の場合、別途取外等の工事費が発生します。

※ 契約先 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社中西部カスタマサービス本部

茨木市駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、駐車場の指定管理者が行う業務の内容及び履行の方法等について定めることを目的とする。

2 駐車場の内容

茨木市駐車場条例及び同施行規則等によるものとする。

3 管理事項

(1) 駐車場開閉時刻

条例等に定める営業時刻に開閉するものとする。ただし、特別の事由がある場合には、この限りではない。

(2) 駐車場の管理

ア 駐車場の保全

駐車場を随時巡回し、施設の損傷、駐車車両の異常の有無、火災予防その他施設等の保全を図り、施設の良い状態に努めること。また、犯罪等が発生または発生するおそれがあるときは警察署に通報すること。

イ 駐車場内の禁止行為に対する措置

次の各号の何れかに該当する駐車場内の禁止行為があるときは、注意または退所を求めること。また、犯罪等に該当する場合は、警察署に通報すること。

- ① 他の車両の駐車を妨げる行為があるとき。
- ② 施設その他の工作物及び駐車中の車両を汚染し、または破壊しているとき。
- ③ 火気を使用しているとき。
- ④ 著しく悪臭、騒音その他迷惑行為をしているとき。
- ⑤ 飲食物その他の物品を販売、または陳列しているとき。
- ⑥ 公の秩序もしくは善良な風俗をみだす行為をしているとき。
- ⑦ その他駐車場の管理上支障があると認めるとき。

ウ 駐車場内外の清掃

駐車場内及びその外辺その他の周辺の清掃等を行うこと。

エ 定期利用終了者の利用調査

定期利用期間が終了した後にも定期利用している者を随時調査し、継続

手続等の履行を請求する等所定の措置をとること。

オ 長期放置車両の調査等

駐車場に正当な理由または連絡もなく、概ね10日以上にわたり放置している駐車車両（以下「長期放置車両」という。）を調査し、長期放置車両の所有者に連絡等の措置をとること。

カ 駐車場利用制限等

駐車場に入場しようとしている者が、次の各号の何れかに該当するときは、入場させてはならない。

- ① 駐車場が満車のとき。
- ② 駐車場の構造上、当該車両の駐車が困難なとき。
- ③ 発火、引火または爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- ④ 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- ⑤ 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- ⑥ その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

キ 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の管理

駐車場を効率的に管理するために、駐輪している自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）を整理し、駐車場が最大限活用できるように努め、放置自転車等の対策に最大限に努めること。

なお、自転車等の収容台数は、一応の目安である。従って、収容台数に拘泥することなく可能な限り使用者に利用させること。

(3) 施設等及び備品の管理

駐車場施設及び茨木市備品の管理については、遺漏のないよう十分に注意をし、故障、修理等が必要なときは、茨木市指定様式により報告すること。

(4) 指定管理者が施設設備保守点検業務を委託した場合

指定管理者が、施設設備保守点検を他の者に委託した場合は、当該保守点検結果を茨木市に報告すること。

(5) 茨木市への報告等

駐車場に火災等その他の施設に重大な損害が発生したときは、速やかに茨木市に報告し、茨木市の指示を受けること。

(6) モニタリング

指定管理者は、業務の改善を目的として、施設の管理運営に対する自己モニタリング及び利用者アンケート調査を行うこと。アンケート調査の結果は速やかに市に報告するとともに、市が実施するモニタリング及びモニタリング計画の作成に協力すること。

なお、毎年度末、市はモニタリングの結果をとりまとめ、これに基づいて判定した1年間の評価と併せて、市のホームページ等で公表する。

4 運営事項

(1) 運営基本方針

駐車場を運営するにあたっては、使用者の公平性及び公正性を確保し、効率的な運営による稼働率の向上、経費の削減その他の人的物的能力を最大限に発揮して運営しなければならない。

(2) 基本的な運営業務内容

指定管理者の基本的な管理運営業務は、次に定めるところである。

- ア 駐車場の使用許可、不許可及び使用制限（駐車場の休止を含む。）に関すること。
- イ 駐車場の利用料の出納及び返還に関すること。
- ウ 駐車場の利用料の減免に関すること。
- エ 駐車場使用許可の取消し及び使用停止に関すること。
- オ 駐車場の秩序の維持及び駐車場施設（設備を含む。）の維持その他保全に関すること（施設その他の設備管理業務委託契約事務を含む。）
- カ 市長が指定管理者と協議して定める駐車場管理運営に伴う印刷物その他消耗品の購入に関すること。
- キ 駐車場管理運営に起因する苦情処理及び施設賠償責任保険等に関すること。
- ク その他駐車場設置の目的を達成するため市長が必要と認めること。

(3) 自転車等駐車車両の区割り等

自転車等の駐車場所、一時使用者及び定期使用者の場所の区割りについては、駐車場の実状に応じて指定管理者において決定すること。

(4) 定期駐車券発売等の事務

定期駐車券の発売方法、発売枚数及び発売時期については、指定管理者が駐車場の実状に応じて決定すること。この場合にあっては、公平かつ公正を旨として発売をしなければならない。

(5) 回数券等の発売

回数券及びプリペイドカード（以下「回数券等」という。）は、随時発売すること。

なお、一時使用券及び回数券等の保管については、紛失盗難がないよう十分に注意し発売数を把握しておくこと。

(6) 「減免者等駐車場専用カード」の発行

減免者の利用料は、正規利用料の5割減免となるため、入出場を自動化した駐車場には減免者等専用カードが必要なので、発行台帳を備えたうえで必要事項を記載し、発行すること。その費用については、同カード作製費用も含めて指定管理者の負担とする。

また、駐車管制システム装置等の機器が変更された場合は、変更後の精算機で対応可能な減免者等駐車場専用カードを随時発行すること。それに係る費用は指定管理者の負担とする。

なお、減免者等専用カードの保管については、紛失盗難がないよう十分に注意し発売数を把握しておくこと。

(7) 利用料等の徴収義務

ア 徴収する利用料等の種類

- ・ 駐車場一時利用料金
- ・ 駐車場定期利用料金
- ・ 駐車場回数券等利用料金

イ 駐車場の使用に係る利用料（利用料金）は、指定管理者の収入とする。

ウ 利用料の額は、茨木市駐車場条例第10条の規定により指定管理者が市長の承認を得て定めること。

エ 指定管理者は、利用料の減額又は免除を行うときは、駐車場条例等が定める基準をもとに指定管理者が決定した内容により行うこと。なお、減免にあたっては公平、公正な取扱いがされるように配慮すること。

5 従業員の配置等に関すること

(1) 指定管理者は、効果的、効率的な管理運営を実施するため、業務全般を統括する統括管理者を置き、各管理事務所に現場管理責任者又は現場管理代行者を常時1人配置すること。これらの管理体制を市に届けること。

(2) 業務内容を確実に遂行し、放置自転車対策や駐車場設置目的を効果的に達成できる人員を配置すること。

(3) 配置する従業員の勤務形態は、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、駐車場における市民サービスの確保に支障がないようにすること。

(4) 従業員に対して駐車場の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修（人権研修を含む。）を行うこと。また、研修実施に際しては、市に計画書及び報告書を提出すること。

(5) 従業員は、使用者に不快感を与えない制服及び名札を着用し、指定管理者は、従業員の健康管理や安全対策、計画的な勤務体制を確立し、従業員の労働意欲を失わせないように配慮すること。

6 施設利用案内等に関する業務

- (1) 施設利用のための手引き、パンフレット等を作成すること。
- (2) 電話等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等への対応を行うこと。

7 苦情対応

使用者からの苦情に対しては、必要に応じて市と協議を行って適切に対応すること。また指定管理者の管理業務以外に関する苦情については、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。

8 関係機関等との協議

- (1) 管理業務の実施に当たっては、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、使用者団体や地域と良好な関係を維持すること。
- (2) 駐車場の設置にあたり有償で借りている敷地があり、その敷地使用料については、市が土地所有者と締結している土地賃貸借契約の算定方式に基づく金額を、指定管理者が当該年度の4月末日までに市に支払うものとします。
- (3) J R 駅前ビル駐車場は、市が茨木駅前ビルの区分所有者の一員であり、管理規約等に基づき管理費、光熱水費及び電話料金等を同管理組合からの請求により、指定管理者が支払うこと。
ただし、修繕積立金は、市より同管理組合に支払う。
- (4) J R 駅前北自転車駐車場は、市が J R 駅前商店会の会員であり、会則等に基づき会費を同商店会への請求により、指定管理者が支払うこと。

9 目的外使用許可

駐車場の目的外使用許可は、指定管理者の業務の範囲外であるため、市が茨木市行政財産使用料条例に基づき許可を行い、その使用料は市の収入となる。

10 市の広報業務への協力について

市民サービスの一環として、市の発行するパンフレットの配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力すること。

11 規則・マニュアル等の作成

指定管理者は、施設の管理業務に必要な規則・マニュアル等を適宜、市と協議を行って作成し、事前に市の承認を得ること。

12 保険加入

指定管理者は、管理運営業務におけるリスクに備えて、市と指定管理者を被保険者とする指定管理者賠償責任保険に加入すること。

13 その他

(1) 緊急時等への対応

ア 日常警備

駐車場の管理業務においては、施設の防犯、防災に万全を期し、使用者が安心して使用できる環境を確保することとし、施設の警備業務を適切に行うこと。

イ 事件事故及び災害の発生時等の対応

使用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、従業員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。

緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとること。

なお、地震、台風等の発生時は、市は管理運営業務の休止を支持することができる。

ウ 災害防止、人命救助等緊急の必要性があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。また、臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。

エ 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

(2) 市との協議

管理運営業務の実施に際して、仕様書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

茨木市駐車場条例

昭和45年12月28日

茨木市条例第44号

(目的)

第1条 本市内の道路交通の円滑化を図り、もつて市民の利便に資するため、市が設置する駐車場について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置及び駐車車両の種類)

第2条 駐車場の名称、位置及び駐車車両の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、駐車車両の種類を一部変更することができる。

(指定管理者による管理)

第3条 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の使用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の管理に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 駐車場の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) その事業計画による駐車場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が駐車場の効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設

置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い駐車場の管理を行わなければならない。

（指定の取消し等）

第8条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（指定等の告示）

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（利用料金）

第10条 駐車場を使用する者（第23条において「使用者」という。）は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない。

（利用料金の収入）

第11条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者に利用料金の一部を市に納付させることができる。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する車両を駐車させるとき。
- (3) 前2号のほか、規則で定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

（利用料金の還付）

第13条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は次の各号のいずれかに該当

する場合は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第18条の規定により全部の使用を休止したとき。

(2) 前号のほか、規則で定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(無料開放)

第14条 指定管理者は、必要があると認めるとき（市長が無料開放を命じた場合を含む。）

は、市長の承認を得て駐車場を無料で開放することができる。

(駐車の拒否)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

(1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。

(2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。

(3) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。

(4) 前各号の他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第16条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の車両の駐車を妨げること。

(2) 施設その他の工作物及び駐車中の車両を汚染し、又は破損すること。

(3) みだりに火気を使用すること。

(4) みだりに騒音を発すること。

(5) 公の秩序若しくは善良な風俗をみだす行為をすること。

(6) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。

(7) 前各号の他駐車場の管理上支障をおよぼす行為をすること。

(立入禁止)

第17条 駐車場に駐車する車両の運転者、同乗者その他用務のある者以外の者は、駐車場へ立入ることができない。

(使用の休止)

第18条 指定管理者は、市長の承認を得て駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(自転車等の移動、処分等)

第19条 指定管理者は、茨木市阪急茨木西口駐車場及び茨木市JR茨木駅前広場自転車駐車場において、駐車した日の翌日から起算して3日を超えて駐車している自動二輪車、原動機

付自転車、自転車（以下この条において「自転車等」という。）がある場合は、当該自転車等を当該駐車場内の他の場所又は他の駐車場に移動することができる。この場合においては、指定管理者は、その旨を駐車場内に掲示しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により移動した自転車等で、使用者又は所有者等の引取りがないものについては、一定期間保管しなければならない。この場合においては、市長は、その旨を当該自転車等の使用者又は所有者等に通知し、及び告示しなければならない。

3 市長は、前項に規定する期間を経過した自転車等について、廃棄その他の処分をすることができる。

（駐車場の使用に関する標識）

第20条 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

(1) 利用料金の額

(2) 駐車することができる時間

(3) 利用料金の納付方法

(4) その他駐車場の使用に関し市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、駐車場を使用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

（秘密保持義務）

第21条 指定管理者又は駐車場の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、駐車場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（個人情報の取扱い）

第22条 指定管理者は、駐車場の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償の業務）

第23条 使用者は、故意又は過失により駐車場の施設をき損し、若しくは滅失したとき、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第33号）

この条例は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第27号）

この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第35号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第7号）

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第23号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第32号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第25号）

この条例中茨木市阪急東口第1自転車駐車場に係る部分は昭和62年2月1日から、茨木市阪急東口第2自転車駐車場に係る部分は同年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第6号）

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（同年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（同年条例第27号）

この条例は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第12号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第8号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市南茨木駅前東駐車場の項を加える改正規定は平成3年8月1日から、同表中茨木市阪急東口第2自転車駐車場の項を削る改正規定は平成3年9月1日から施行する。

附 則（同年条例第33号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市中央公園駐車場の項を加える改正規定は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第6号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市阪急東口第1自転車駐車場の項を削る改正規定は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（同年条例第20号）

この条例は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第7号）

この条例は、平成5年6月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市西駅前町第2自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中茨木市総持寺駅南駐車場の項を加える改正規定及び別表第2の改正規定は、平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第15号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第30号）

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（同年条例第37号）

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第11号）

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第12号）

この条例は、平成9年11月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市JR茨木駅東口自転車駐車場の項及び茨木市岩倉町自転車駐車場の項を削る改正規定は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第18号）

この条例は、平成10年11月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市モノレール沢良宜駅自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成10年12月22日から施行する。

附 則（平成12年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第21号）

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年条例第20号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出場する普通自動車に係る使用料について適用し、同日前に出場する普通自動車に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (同年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年度の公の施設の管理から適用する。

(経過措置)

2 指定の期間の満了又はそれぞれの条例の指定の取消し相当規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者が行った許可は、後任の指定管理者が行った許可とみなす。

附 則 (平成18年条例第20号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (同年条例第21号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (同年条例第24号)

この条例は、平成19年3月15日から施行する。

附 則 (平成19年条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (同年条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成20年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の別表第2の規定は、平成20年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の別表第2の規定にかかわらず、改正前の別表第2に規定する回数券は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成20年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第21号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (同年条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に準備行為として行った使用許可申請手続等は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則 (平成22年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に準備行為として行った茨木市JR駅前ビル駐車場及び茨木市南茨木駅前東駐車場の使用許可申請手続等は、この条例による改正後の茨木市駐車場条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則 (同年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に準備行為として行った使用許可申請手続等は、この条例による改正後の茨木市駐車場条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成24年条例第30号）

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第15号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に1条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第28号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に準備行為として行った使用料の納付は、この条例による改正後の茨木市駐車場条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（同年条例第39号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1 茨木市南茨木駅前自転車駐車場の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第1 茨木市JR茨木駅前広場自転車駐車場の項の改正規定 平成25年10月15日

(3) 別表第1 茨木市JR茨木西口駐車場の項の改正規定 平成27年2月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨木市駐車場条例の利用料金に関する規定は、平成26年4月1日以後に納付する利用料金について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第38号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表第1 茨木市JR駅前北自転車駐車場の項及び茨木市役所駐車場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行前に準備行為として行った使用許可申請手続等は、この条例による改正後の茨木市駐車場条例の相当規定によって行ったものとみなす。

別表第1

駐車場の名称等

名称	位置	駐車車両の種類
茨木市JR駅前ビル駐車場	茨木市西駅前町4番112号	普通自動車
茨木市阪急茨木西口駐車場	茨木市永代町2番19号 茨木市永代町319番1	普通自動車 自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市総持寺自転車駐車場	茨木市庄二丁目18番14号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市別院町自転車駐車場	茨木市別院町7番34号	自転車
茨木市西駅前町自転車駐車場	茨木市西駅前町7番10号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市南茨木駅前自転車駐車場	茨木市東奈良三丁目14番12号 茨木市東奈良三丁目14番21号 茨木市若草町4番23号 茨木市天王二丁目261番29、261番41	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市阪急茨木北口駐車場	茨木市永代町8番32号	普通自動車 自転車
茨木市モノレール	茨木市下穂積一丁目11番4号	自動二輪車

宇野辺駅前自転車駐車場	茨木市下穂積二丁目346番2、347番3、 352番2、352番3、353番2 茨木市宇野辺一丁目354番1、1446番、 1447番、1450番5、1451番1	原動機付自転車 自転車
茨木市阪急茨木東口駐車場	茨木市双葉町1番14号	普通自動車
茨木市中央公園駐車場	茨木市駅前四丁目8番38号	普通自動車
茨木市JR茨木北駐車場	茨木市春日一丁目4番5号	普通自動車 自転車
茨木市JR茨木西口自転車駐 車場	茨木市西駅前町1番20号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR茨木南自転車駐車場	茨木市西中条町220番3	自動二輪車 原動機付自転車
茨木市総持寺駅南駐車場	茨木市中総持寺町3番35号	普通自動車 自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR茨木駅東口自転車駐 車場	茨木市駅前一丁目2番37号	自転車
茨木市モノレール 沢良宜駅自転車駐車場	茨木市高浜町4番9号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市春日自転車駐車場	茨木市春日一丁目7番7号	自転車
茨木市モノレール彩都西駅自 転車駐車場	茨木市彩都あさぎ一丁目1番1号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市モノレール豊川駅自転 車駐車場	茨木市豊川四丁目701番1、702番1、703 番1、704番3	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市モノレール阪大病院前 駅自転車駐車場	茨木市南春日丘七丁目4598番、4612番	自動二輪車 原動機付自転車

		自転車
茨木市JR駅前北自転車駐車場	茨木市駅前一丁目335番12	自転車
茨木市南茨木駅北自転車駐車場	茨木市東奈良三丁目14番22号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市役所駐車場	茨木市駅前三丁目377番1	普通自動車
茨木市松ヶ本町自転車駐車場	茨木市松ヶ本町1番28号	自転車
茨木市JR茨木駅前広場自転車駐車場	茨木市西駅前町255番1、255番14、255番26	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市双葉町駐車場	茨木市双葉町487番1	普通自動車 自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR総持寺駅南自転車駐車場	茨木市総持寺一丁目358番1、359番	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR総持寺駅北自転車駐車場	茨木市西河原一丁目273番1、274番2、275番2、275番4、579番1	自転車

備考 この表において「普通自動車」及び「自動二輪車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車及び自動二輪車をいい、「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいい「自転車」とは、同法第2条第1項第11号の2に規定する自転車及びこれに類するものとして市長が認めるものをいう。

別表第2

駐車場利用料金表

利用料金の区分 車両の種類	利用料金				
	一時利用料金		回数券利用料金	定期利用料金	
	初日	2日		1か月	3か月
普通自動車			100円・21枚	中央公園駐車場	

		目以	2,000円	15,000円
		降	100円・55枚	総持寺駅南駐車場
午前	30分	30分	5,000円	12,000円
8時	ごと	ごと		JR駅前ビル駐車場
から	に	に		15,000円
午後	100	100		
8時	円	円		
まで	(双	(双		
	葉町	葉町		
	駐車場	駐車場		
	場及	場及		
	び阪	び阪		
	急茨	急茨		
	木東	木東		
	口駐	口駐		
	車場	車場		
	は、	は、		
	20分	20分		
	ごと	ごと		
	に	に		
	100	100		
	円)	円)		
午後	1時	1時		
8時	間ご	間ご		
から	とに	とに		
翌日	100	100		
午前	円	円		
8時				
まで				
	初日	2日		
	の利	目以		

		降の 各日 の利 用料 金が 1,20 0円 を超 える 場合 は、 1,20 0円 を超 える 場合 は、 1,20 0円		
自動二輪車 1 2に規定す る駐車を除 く駐車場 2 JR茨木駅前 広場自転車駐 車場	1日1回 250 円 3日以内の場合 は、4時間ごと に250円（最初の 1時間以内は無 料）。3日を超 える場合は、 5,000円		4,000円	11,000円
原動機付自転車 1 2に規定す る駐車を除 く駐車場 2 JR茨木駅前 広場自転車駐 車場	1日1回 200 円 3日以内の場合 は、4時間ごと に200円（最初の		3,000円	8,000円

	1時間以内は無 料)。3日を 超える場合は、 4,000円				
自転車					
1 2から8ま でに規定する 駐車を除く 駐車場	1日1回 100 円	100円・21枚 2,000円 100円・55枚 5,000円	一般 1,500円 学生 1,200円	一般 4,000円 学生 3,500円	
2 春日自転車 駐車場	1日1回 70円	—	一般 1,100円 学生 900円	一般 3,000円 学生 2,500円	
3 モノレール 沢良宜駅自転 車駐車場	1日1回 70円	—	一般 1,100円 学生 900円	一般 3,000円 学生 2,500円	
4 モノレール 阪大病院前駅 自転車駐車場	1日1回 70円	—	一般 1,100円 学生 900円	一般 3,000円 学生 2,500円	
5 JR駅前北自 転車駐車場	—	—	一般 1,100円 学生 900円	一般 3,000円 学生 2,500円	
6 南茨木駅北 自転車駐車場 (3階部分に 限る。)	1日1回 70円	—	一般 1,100円 学生 900円	一般 3,000円 学生 2,500円	
7 茨木市阪急 茨木西口駐車 場	3日以内の場合 は、4時間ごと に100円(最初の 1時間以内は無 料)。3日を 超える場合は、 2,000円	—	—	—	
8 JR茨木駅前	3日以内の場合				

<p>広場自転車駐 車場</p>	<p>は、4時間ごと に100円（最初の 1時間以内は無 料）。3日を超 える場合は、 2,000円</p>			
----------------------	--	--	--	--

備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条に規定する各種学校に通学する者をいう。
- 2 この表における普通自動車の定期利用料金は、茨木市中央公園駐車場、茨木市総持寺駅南駐車場及び茨木市JR駅前ビル駐車場において実施する定期駐車について適用する。
- 3 この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

茨木市駐車場条例施行規則

平成17年12月27日

茨木市規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市駐車場条例(昭和45年茨木市条例第44号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第5条に規定する申請書は、茨木市駐車場指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

2 条例第5条第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書(法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類)
- (4) 当該法人その他の団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(候補者の選定結果の通知)

第3条 市長は、条例第6条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市駐車場指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市駐車場指定管理者候補者選定結果通知書(様式第3号)

(指定管理者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市駐車場指定管理者指定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市駐車場指定管理者指定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第8条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市駐車場指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市駐車場（以下「駐車場」という。）に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第8条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 駐車場の利用の状況

(2) 利用料金の収入の状況

(3) 管理業務の実施状況

(4) 管理に係る経費の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項

（使用時間）

第7条 駐車場の使用時間は、別表第1のとおりとする。

（使用方法）

第8条 駐車場の使用者は、定期使用又は一時使用するときは、指示された駐車場所に駐車しなければならない。

（定期使用等）

第9条 駐車場を定期使用しようとする者（以下「定期使用者」という。）は、定期駐車申込書により、利用料金を添えて指定管理者に申し込み、定期駐車券の交付を受けなければならない。ただし、定期駐車券自動発券機を設置している駐車場において継続して定期使用する者は、当該自動発券機によるものとする。

2 定期駐車券の種類は、1か月定期駐車券及び3か月定期駐車券とし、その通用期間は、1か月定期駐車券については月の初日から末日までとし、3か月定期駐車券については月の初日からその月から起算して3月目の末日までとする。

3 定期使用者は、車両の入出場に際しては、定期駐車券を提示又は挿入してその確認を受けなければならない。

4 定期駐車券の発売期日は、指定管理者の定めるところによる。

5 定期駐車券の通用期間を超えて車両を駐車した場合における当該超過期間に係る利用

料金は、条例別表第2に掲げる一時使用の場合に準ずる。

(一時使用)

第10条 駐車を一時使用しようとする者(以下「一時使用者」という。)は、車両を入場させる際に一時駐車券の交付を受けるとともに、入場又は出場させる際に利用料金を納付しなければならない。

(駐車回数券等)

第11条 指定管理者は、駐車回数券を交付する際に、利用料金を徴収する。

2 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て指定した駐車回数券については、別表第2に掲げる施設の駐車場において使用することができる。

(市への納付金)

第12条 条例第11条ただし書の規定により指定管理者に利用料金の一部を市に納付させる場合の納付方法については、市長が別に定める。

(利用料金の減免)

第13条 条例第12条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額(10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第1号又は第2号に該当するとき 免除
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (3) 療育手帳(知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対し、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (5) 茨木市役所本庁舎に用務で来庁した者が茨木市中央公園駐車場又は茨木市役所駐車場に駐車するとき(最初の30分以内とする。) 免除
- (6) 本市が車両を駐車するとき 免除
- (7) 国又は地方公共団体が業務に使用する車両を市に関連した用務のため茨木市中央公園駐車場又は茨木市役所駐車場に駐車するとき 免除

- (8) 行政委員会の委員、非常勤の監査委員、審議会等の委員その他これらの者に相当する職にある者又は市が開催する会議等、市に事務局を置く公益的な活動を行っている団体若しくは市が参画している実行委員会等の構成員である者がその職務を遂行するため、市又は当該団体若しくは実行委員会等の求め（文書によるものに限る。）に応じて来庁し、茨木市中央公園駐車場又は茨木市役所駐車場に駐車するとき 免除
- 2 前項第2号から第4号までの規定により、利用料金の減額を受けようとする者は、定期駐車申込書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、一時使用の場合は、口頭により申し込むことができる。
- 3 第1項第2号から第4号までに規定する者（以下「障害者」という。）を介護する者（以下「介護者」という。）が障害者を介護するために駐車する場合（当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。）の利用料金の減額については、第1項第2号から第4号までの規定を準用する。
- 4 利用料金の減額を受けようとする障害者（介護者を含む。）は、利用料金を納付する際に、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を提示し、又は市長若しくは指定管理者からあらかじめ交付された減免者等駐車場専用カードを挿入しなければならない。

（利用料金の還付）

第14条 条例第13条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条第1号に規定する理由により駐車場を使用することができなくなったとき 使用することができなかつた日数に、既納の定期利用料金の額を当該定期使用に係る使用期間の日数（1月を30日とする。）で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）を乗じて得た額
- (2) 定期使用者が使用期間中に当該定期使用を中止したとき 既納の定期利用料金の額から、経過月数（月の途中であっても1月とする。）に当該車両に係る1か月定期利用料金の額を乗じて得た額を差し引いた額
- (3) 未使用の駐車回数券綴を指定管理者に返却したとき 未使用の駐車回数券綴の額
- 2 前項の規定にかかわらず、既に使用された駐車回数券綴及び茨木市駐車場専用回数券については、還付しない。
- 3 利用料金の還付を受けようとする定期使用者は、定期使用・駐車回数券使用中止届出・利用料金還付申請書に定期駐車券その他指定管理者が定めるものを添えて、指定管理者に

提出しなければならない。

- 4 未使用の駐車回数券綴を返却し還付を受けようとする者は、定期使用・駐車回数券使用中止届出・利用料金還付申請書に当該駐車回数券綴を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(駐車シール等の交付及び貼付等)

第15条 指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、定期駐車券及び一時駐車券以外に定期使用及び一時使用を証明するもの（以下「駐車シール等」という。）を交付することができる。この場合において、定期使用者又は一時使用者は、これを車両の指定された位置に取り付け、又は貼り付けなければならない。

(定期駐車券等の紛失の届出等)

第16条 定期使用者又は一時使用者は、交付を受けた定期駐車券、一時駐車券又は駐車シール等を紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、普通自動車にあつては別表第1に定める駐車場の使用開始時刻に入場があつたものとみなし、その他の車両にあつては別に定める。

(使用者の義務)

第17条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 駐車場で喫煙及び飲食をしないこと。
- (2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。
- (3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講じること。
- (4) その他職員（指定管理者及び施設業務の従事者をいう。）の指示に従うこと。

(長期駐車車両の調査等)

第18条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している自転車、原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車（以下この条において「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引取権限を有する者を調査し、別に定めるところにより当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

(書類の書式)

第19条 この規則の規定により必要とする書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前に準備行為として行った第2条に規定する指定管理者の申請手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則 (平成18年規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前に交付された茨木市西中条町自転車駐車場の定期駐車券は、平成18年8月1日から当該駐車券の有効期間の満了する日までの間は、自転車にあっては茨木市JR茨木駅東口自転車駐車場の、自動二輪車及び原動機付自転車にあっては茨木市JR茨木南自転車駐車場の定期駐車券とみなす。

附 則 (平成19年規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表に茨木市モノレール彩都西駅自転車駐車場の項、茨木市モノレール豊川駅自転車駐車場の項及び茨木市モノレール阪大病院前駅自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成19年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則 (平成20年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による

用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（同年規則第51号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第16号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（同年規則第47号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行前に準備行為として行った定期駐車申込手続等は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（同年規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行前に準備行為として行った定期駐車申込手続等は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成23年規則第33号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第3号）

この規則は、平成24年2月15日から施行する。

附 則（同年規則第49号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び様式第7号Bの改

正規定は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の茨木市駐車場条例施行規則第12条第1項の規定は、平成25年4月1日以後の使用に係る駐車場使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1 茨木市JR茨木西口駐車場の項の改正規定は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の茨木市駐車場条例施行規則第13条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場利用料金の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市駐車場条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(茨木市都市公園条例施行規則の一部改正)

- 4 茨木市都市公園条例施行規則(昭和50年茨木市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第12条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第12条第1項第5号」を「第13条第1項第5号」に改め、同条第5項中「第12条第4項」を「第13条第4項」に改める。

(茨木市立市民プール条例施行規則の一部改正)

- 5 茨木市立市民プール条例施行規則(平成25年茨木市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「第12条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第12条第1項第5号」を「第13条第1項第5号」に改め、同条第4項中「第12条第4項」を「第13条第4項」に改める。

附 則 (平成27年規則第43号)

この規則中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成29年規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行前に準備行為として行った定期駐車申込手続等は、この規則による改正後の茨木市駐車場条例施行規則の相当規定によって行ったものとみなす。

別表第1（第7条、第16条関係）

駐車場使用時間

駐車場の名称	使用時間	備考
茨木市JR駅前ビル駐車場	午前6時～午後11時	
茨木市阪急茨木西口駐車場	午前0時～午後12時	原動機付自転車及び自動二輪車は午前4時から翌日午前4時まで
茨木市総持寺自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市別院町自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市西駅前町自転車駐車場	午前4時45分～翌日午前1時15分	
茨木市南茨木駅前自転車駐車場	午前4時45分～翌日午前0時45分	
茨木市阪急茨木北口駐車場	午前0時～午後12時	自転車は午前4時から翌日午前4

		時まで
茨木市モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市阪急茨木東口駐車場	午前0時～午後12時	
茨木市中央公園駐車場	午前6時～午後11時	
茨木市JR茨木北駐車場	午前0時～午後12時	自転車は午前4時から翌日午前4時まで
茨木市JR茨木西口自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市JR茨木南自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市総持寺駅南駐車場	午前0時～午後12時	自転車は午前4時から翌日午前4時まで
茨木市JR茨木駅東口自転車駐車場	午前4時45分～翌日午前1時15分	
茨木市モノレール沢良宜駅自転車駐車場	午前5時～翌日午前5時	
茨木市春日自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市モノレール彩都西駅自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市モノレール豊川駅自転車駐車場	午前5時～翌日午前5時	
茨木市モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	午前5時～翌日午前5時	
茨木市JR駅前北自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市南茨木駅北自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市役所駐車場	午前0時～午後12時	

茨木市松ヶ本町自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市JR茨木駅前広場自転車駐車場	午前0時～午後12時	
茨木市双葉町駐車場	午前0時～午後12時	自転車は午前4時から翌日午前4時まで
茨木市JR総持寺駅南自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市JR総持寺駅北自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	

別表第2（第11条関係）

市民総合センター 保健医療センター 西河原公園 若園公園 島3号公園 沢良宜公園
 水尾公園 生涯学習センター 上中条青少年センター 市民体育館 福井市民体育館 東
 市民体育館 南市民体育館 西河原市民プール 若園運動広場 福井運動広場 春日丘運
 動広場 東雲運動広場 中央図書館 水尾図書館

様式第1号(第2条関係)

平成 年 月 日

茨木市駐車場指定管理者指定申請書

(申請先)茨木市長

所在地
名称
代表者名
電話番号

印

茨木市駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号(第3条関係)

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市駐車場指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名 様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定したので、茨木市駐車場条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、この通知は、指定管理者の選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第3号(第3条関係)

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市駐車場指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名

様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定されなかったため、茨木市駐車場条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

理由

様式第4号(第4条関係)

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市駐車場指定管理者指定通知書

茨木市駐車場条例第6条の規定により、茨木市駐車場の指定管理者として指定しましたので、茨木市駐車場条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 指定期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

平成 年 月 日

茨木市長



様式第5号(第5条関係)

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市駐車場指定管理者指定取消通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者の指定について、茨木市駐車場条例第8条の規定により、次のとおり指定の取消しを決定したので、茨木市駐車場条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

1 指定の取消しの期日
平成 年 月 日

2 指定の取消しの理由

平成 年 月 日

茨木市長 

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号(第5条関係)

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市駐車場指定管理者業務停止命令通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、茨木市駐車場条例第8条の規定により、次のとおり業務の(全部・一部)の停止を命ずるので、茨木市駐車場条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

1 業務の停止の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 業務の停止を命ずる理由

平成 年 月 日

茨木市長



(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

令和 年 月 日

茨木市駐車場指定管理者指定申請書

(申請先) 茨木市長

所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

印

茨木市駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

(例)

- (1) 団体概要書兼類似施設事業実績書 (様式 2)
- (2) グループ構成書 (様式 3)
- (3) グループ協定書兼委任状 (様式 4)
- (4) 事業計画書 (様式 5)
- (5) 収支予算書 (様式 6)
- (6) 応募資格を満たす旨の誓約書 (様式 7)
- (7) 規約・定款
- (8) 法人の登記事項証明書
- (9) 国税・地方税納税証明書
- (10) 市税の納税確認同意書 (様式 8)
- (11) 貸借対照表、損益計算書、監査報告など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。

団体概要書兼類似施設事業実績書

令和 年 月 日現在

フリガナ 団体名			
代表者名 役職 氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地	〒	職員数 (団体構成人数)	
経営理念 (沿革)			
業務内容			
類似施設における事業実績			
類似施設事業名	内 容		実績年数
応募に関する担当者および連絡先			
所属部署名			
フリガナ 担当者名			
電話番号			
FAX 番号			
E-mail			

グループ構成書

令和 年 月 日

代表団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	

様式 4

グループ協定書兼委任状

令和 年 月 日

(申請先) 茨木市長

グループ名

代表団体 所在地

団体名

代表者名

㊞

件 名	茨木市駐車場指定管理者
-----	-------------

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、グループを結成し、茨木市との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、代表団体及び各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループの 名 称	
グループの 代表団体 (受注者)	<代表団体> 所在地 団体名 代表者名 ㊞
グループの 事務所所在地	
グループの 構成団体 (委任者)	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 ㊞
	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 ㊞
グループの成 立、解散の時 期及び委任期 間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、当グループが上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散します。また、当グループの代表団体及び構成団体の変更については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定書締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
そ の 他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、代表団体及び構成団体全員により協議することとします。

(備考) グループを結成して応募する場合はこの様式を提出してください。また、グループの構成員の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

茨木市駐車場 管理運営事業計画書

- 事業計画書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて、変更しても構いません。
 ○当事業計画書に記載された内容は、原則として仕様書に規定されたものとみなします。
 (指定後に、市との協議により実施を取りやめることになる場合は、その限りではありません。)

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針
施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

【1-2】管理運営を行う意欲
指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させる意欲について記載してください。

2. 管理運営を行う能力

【2-1】経営状況、財務規模
募集要項に記載の、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書により、財務分析を行うため、記載は不要です。

【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績			
類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数

- ※類似施設・事業に該当するのは、自転車駐車場管理運営事業、自動車駐車場管理運営事業です。
 記載に関する注意事項(下記項目の数字を優先順位として事業を整理したうえでご記入ください。)
- ①直近3年以上の実績を有する事業のみを記載すること。
 - ②自動車駐車場管理運営事業、自転車駐車場管理運営事業について両方の事業実績がある場合は、各事業について最低1事業ずつ記載すること。
 - ③国または地方公共団体からの指定または委託を受けて実施した事業を優先して記載すること。
 - ④実績年数が長い順に記載すること。

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働者福祉の考え方		どちらかに○をつけてください	
(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をとする考えはありますか。		はい	いいえ
(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。			
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください	
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。		はい	いいえ
イ-1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。		はい	いいえ
イ-2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)		はい	いいえ
②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方や提案を記載してください。			
実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。			
雇用人数		主な雇用職種	主な就職困難事由
(3) 労働福祉の考え方 別添「労働福祉の考え方チェックシート」参照。			

【3-2】人員配置

(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)

(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。

【3-3】人材育成の考え方

指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。

※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※業務仕様書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。)

※業務仕様書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

【3-5】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルが整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

【3-6】環境への配慮に関する考え方
 茨木市グリーン調達方針で定める環境物品の調達や、環境啓発の実施など、環境への配慮について、記載してください。

【3-7】個人情報の保護及び情報公開
 自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）について、記載してください。
 ※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方
 団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方について記載してください。
 ※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

4 サービス向上の考え方と方策

【4-1】休日、開業時間【記載不要】

(1) 予定している開館日・開館時間を記載してください。 ※ この項目は記載いただく必要はありません。	開館日	
	開館時間	

(2) 休日、開業時間の設定の考え方を記載してください。

【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。
 ※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

(承認制利用料金を採用している場合)

(1) 予定している利用料金の額について、別紙に記載してください。

(2) 利用料金の設定に関する考え方を記載してください。

(3) 利用者見込み数を記入してください。

年度 指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自転車利用台数					
原付・自動二輪 利用台数					
自動車利用台数					

(4) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記の見込み数も踏まえて、具体的に記載すること。

(5) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費削減等効率化の方策があれば記載して下さい。

【4-4】駐車場におけるリース機器の取り扱いについて

駐車場におけるリース機器について「新設」または「既存契約を引き継ぐ」のどちらを希望するか明らかにした上で次の事項についてご提案ください。

※「新設」の場合は新規機器に関する詳細をご提案ください。

※「既存契約を引き継ぐ」場合は今後の機器更新に関する具体的な方策をご提案ください。

【4-5】自主事業の実施計画

(1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。

1	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
2	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
3	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
4	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
5	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
6	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。

※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5-1】指定管理料の見積もり額

【5-2】収支計画

収支予算書 令和2年度～令和6年度

収入の部 (単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
利用料金収入						
その他						
小計						
自主事業(B)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部 (単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
市への納付金						追加納付割合は【〇%】とする
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、高熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						
自主事業(b)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
〇〇事業費等						
小計						
支出合計						

収支 (単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

様式6

収支予算書 令和2年度～令和6年度(〇〇駐車場)

収入の部 (単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
利用料金収入						
その他						
小計						
自主事業(B)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部 (単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
市への納付金						
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、高熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						
自主事業(b)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
〇〇事業費等						
小計						
支出合計						

収支 (単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

様式 7

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者
所在地
団体名
代表者氏名 印

茨木市駐車場の指定管理者指定申請にあたって、申請日現在において、下記の欠格事項に該当しないことを誓約します。

記

- ① 駐車場・駐輪場の管理運営実績（一部業務再受託実績を含む。）を、直近3年以上有していないこと。
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない法人その他の団体
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人その他の団体
- ④ 法人その他の団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けている場合
- ⑤ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている法人その他の団体
- ⑥ 法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している法人その他の団体（代表者が滞納している場合も含む。）
- ⑦ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人その他の団体
- ⑧ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きをしている法人その他の団体
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）
- ⑩ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されている法人その他の団体
- ⑪ 次の各号に該当する者が役員となっている法人その他の団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - カ 暴力団等の構成員

様式 8

市 税 の 納 税 確 認 同 意 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

茨木市駐車場の指定管理者指定申請にあたって、市が当団体における市税の納税状況を確認することに同意します。

指 定 管 理 者 申 請 に 関 す る 質 問 票

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者
所在地
団体名
代表者氏名

茨木市駐車場の指定管理者募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

■質問項目 (募集要項、仕様書、資料名、ページ数等)

■質問内容

担当連絡先

所属名		FAX 番号	
担当者名		E-mail	
電話番号			

※回答は、 月 日 () を目途にホームページ内にて公表します。

※質問は本様式 1 枚につき、1 件としてください。

【送付先 FAX 番号】 072-625-3181 (茨木市建設部建設管理課宛て)

【送付先 E-mail アドレス】 kensetsukanri@city.ibaraki.lg.jp

指定管理者候補者募集説明会参加申込書

令和 年 月 日

(送付先) 茨木市建設部建設管理課

(FAX 番号) 072-625-3181

(E-mail アドレス) kensetsukanri@city.ibaraki.lg.jp

【申込締め切り: 令和 年 月 日 時まで】

令和元年8月19日(月)午前 時から開催の茨木市駐車場指定管理者候補者募集説明会への参加を申込みます。

団体名	
団体代表者	
団体所在地	
参加者の 所属・役職・氏名 (2名まで)	(所属) (役職) (氏名) (フリガナ)
	(所属) (役職) (氏名) (フリガナ)
説明会申込に関する 担当者の 所属・役職・氏名	(所属) (役職) (氏名) (フリガナ)
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	